

第七十一回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和四十八年二月二十三日(金曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

二月二十二日

辞任

辻 一彦君

二月二十三日

辞任

杉山善太郎君

補欠選任

杉山善太郎君

補欠選任

辻 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長

亀井 善彰君

理事

園田 清充君

初村 龍一郎君

工藤 良平君

中村 波男君

河口 陽一君

小林 国司君

佐藤 隆君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚田 四郎君

鍋島 直紹君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

杉原 一雄君

辻 一彦君

村田 秀三君

吉田忠三郎君

塩出 啓典君

向井 長年君

塚田 大願君

国務大臣

農林大臣

櫻内 義雄君

政府委員

農林政務次官

鈴木 省吾君

農林大臣官房長

三善 信二君

農林大臣官房技

遠藤 寛二君

術審議官

渡邊 文雄君

農林大臣官房予

内村 良英君

算課長

農林省農林経済

伊藤 俊三君

局長

農林省農畜園芸

大河原太一郎君

局長

農林省畜産局長

池田 正範君

農林省食品流通

中澤 三郎君

局長

農林水産技術会

中野 和仁君

議事事務局長

食糧庁長官

福田 省一君

林野庁長官

荒勝 巖君

水産庁長官

紅村 武君

海上保安庁次長

常任委員会専門

宮出 秀雄君

員

運輸大臣官房安

勝目久二郎君

全公害課長

説明員

本日、の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(昭和四十八年度農林省関係の施策及び予算に

関する件)

(大豆対策等当面の農林水産行政に関する件)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委

員会を開会いたします。

昭和四十八年度農林省関係の施策及び予算に關

する件を議題といたします。

まず、農林大臣の所信を聴取いたします。櫻内

農林大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私は、昨年十二月に農

林大臣に就任いたしました。農林水産業及びこ

れをめぐる内外の諸情勢がまことにきびしい時期

でもあり、その職責のきわめて重大であることを

痛感している次第であります。全力をあげてこの

重責を果たしてまいり所存でございますので、委

員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

最近のわが国経済社会は、これを取り巻く国際

経済動向の変化や、公害、過密過疎、異常な地価

の高騰等、解決をはからなければならぬ多くの

困難な問題をかかえております。

また、わが国農業は、国内的には、米の生産調

整、農業所得の伸び悩み、農業就業者の中高年

化、無秩序な開発による国土資源利用の競合の激

化等の問題、対外的には、経済の国際化に伴う農

産物輸入の拡大の要請の高まりや昨年中央からの

国際的な穀物需給の逼迫など、内外ともにきわめ

てきびしい情勢のもとにあります。

農政がこのような情勢に対処して、農業と農村

の健全な発展をはかっていくためには、農政の総

合的、計画的な展開をはかっていくことが基本的

に重要であると考えております。

農業は、一億国民の必要とする食料を安定的に

供給するという重要な使命と役割りを果たしてお

り、また、農業が営まれていく農村は、国土の大

部分を占め、国民の約半数が住んでいる地域で

あって、そこでは緑と国土を保全しつつ農民を中

心として健全な地域社会を形成しております。

わが国農政を推進するに当たっては、まずもつ

てこのような農業と農村が持つ重要な使命

と役割りを前提に置きつつ、わが国土の多様な自

然条件に恵まれている特徴を十分生かし、適地に

農業者の創意に満ちた高効率の農業を育成すると

ともに、農業者の生産と生活の場である農村地域

を人間性にあふれた豊かで近代的な高福祉の地域

社会として建設していくことが重要であります。

このような農政の推進こそ、現内閣に課せられ

ている「豊かな人間社会の形成」と「国土の総合

的な開発」という課題を達成する上で重要な役割

りを果たすものと確信しております。

まず、高効率農業の育成について申し上げます。

高効率農業を展開するためには、まず、農業生

産基盤の整備が基本的に重要であります。このた

め、「農産物需給の展望と生産目標」に即して新

たに今後十年にわたる土地改良長期計画を策定

し、圃場整備、農道網整備、畑地かんがい、草地

造成等農業基盤整備を計画的、効率的に推進して

まいり所存であります。

また、高効率の生産体制を整備するため、農業

団地の形成、農業構造改善事業をはじめとする一

連の生産、構造改革のための施策を一そう拡充強

化してまいり所存であります。特に、近代的な機

械、施設の導入と各種の生産の組織化等を進める

農業団地育成対策の強化、農作業の受委託等によ

る集約的生産組織の育成をはかるほか、農地保有

合理化事業の拡充強化等により農地流動化の促進

を強力に推進してまいりたいと存じます。

なお、最近における地価の異常な高騰等により

農地等の権利移動を通ずる農業経営規模の拡大が

進んでいない状況にかんがみ、農地制度につきま

しては、経営規模の拡大に資するよう農地の流動

化及び集約的生産組織の育成に必要な改善につ

き、引き続き検討を進める考えであります。

次に、農業生産の再編成について申し上げます。

農業生産の再編成を進めるに当たりましては、

米作の過剰基調に変わりはないと考えられますの

で、引き続き米の生産調整を計画的に進めるとと

もに、需要の増大する畜産、野菜、果樹等の作物への転換に主眼を置きつつ、稲作転換対策を総合的に推進していく必要があると考えております。その際、稲作につきましては、需要の動向を勘案しつつ、適地における良質の米の生産を中心として、その生産性を向上させ、稲作経営の合理化にも資してまいりたいと存じます。

なお、食糧管理制度につきましては、現在の制度が生産者の所得の確保と国民消費生活の安定等に大きな役割を果していることにかんがみ、これを維持するという基本方針のもとに、その制度・運営の改善について、引き続き検討を進めてまいりております。

また、畜産、野菜、果樹、養蚕、畑作物等需要の増大する農産物につきましては、生産、流通、加工等の各般にわたる施策を一段と拡充強化する考えであります。特に、畑作物につきましては、北海道その他の重要畑作地帯において、輪作体系の確立、畑地基盤の総合整備事業の拡充等によってその生産の振興をはかるとともに、主要な畑作物等について共済制度の試験的実施の準備を進めたいと存じます。

畜産につきましては、その生産対策を一そう強化し、近代的经营の育成、飼料基盤の整備を行なうとともに、近年問題になっている畜産経営をめぐる環境問題に対処し、その総合的整備をはかるほか、畜産基地の建設等、主産地形成のための施策を推進してまいりております。

次に、高福祉農村の建設について申し上げます。御承知のように、産業と人口の地方分散を進め、わが国土の均衡ある発展をはかることをねらうとする国土総合開発の構想が明らかにされつつあります。この場合、産業と人口の分散の対象地域は、主として農村地域であり、そこで営まれていく農業と農村住民の生活に大きな影響を及ぼすことになるのであります。また、従来から農村地域の生活環境は、都市に比べて立ちおくれておりますが、今後の地域開発に当たっては、都市と均

衡がとれるように農村が開発され、整備されることが基本的に重要であると存じます。

このような観点から、農村地域の生活環境の整備を強力に推進することとし、従来の施策の拡充強化をはかるとともに、四十八年度から新たに農業生産基盤と農村環境の整備を総合的かつ計画的に推進する農村総合整備モデル事業を実施してまいりたいと考えております。

さらにこれにあわせて、農家所得の確保と農業構造の改善を進めるため、農村地域への工業の導入を計画的に推進するほか、農業者年金制度を通じて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上をはかるようつとめる所存であります。

さらに、農産物の価格流通対策につきましては、これが、消費者の生活安定と生産者の所得確保にとって大きな影響を与えることにかんがみ、需要の動向に即した生産性の高い農業の展開と相まって、価格対策、流通・加工対策、消費者対策の一そうの拡充強化をはかることが、肝要であると考えております。

このため特に、野菜、加工原料用果実等について、その価格安定対策を拡充強化するとともに、中央、地方を通ずる卸売り市場の計画的整備、総合食料品小売センターの増設等によりまして生鮮食料品の流通の合理化、近代化を推進いたします。また、流通経路の多様化をはかると、生鮮食料品集配センターの設置、野菜の大規模流通方式の開発等を推進する考えであります。さらに、これにあわせて消費者保護対策、食品産業の振興の充実にも力を注いでまいりる所存であります。

農林金融につきましては、その整備拡充を一そうはかるとしてまいります。

まず、系統金融につきましては、農協系統資金を積極的に活用することとし、農業近代化資金の融資内容を改善するとともに、農業信用保証保険制度を拡充強化するほか、農水産業協同組合の貯金者の保護をはかると、貯金保険制度を創設することとしてまいります。

また、農林漁業金融公庫資金につきましては、金利の引き下げ、融資率の引き上げ等その融資条件を改善することといたしてまいります。

さらに、本年十月に存立期間の満了する農林中央金庫につきましては、農林漁業協同組合系統の中央金融機関として、その役割が今後とも一そう重要であると考えられますので、その機能を継続させるとともに、業務範囲の拡充等をはかる所存であります。

次に、林業について申し上げます。

わが国の森林・林業をめぐる最近の情勢は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等森林の公益的機能に対する国民的要望が一そう高まっている一方、昨年末における木材価格の上昇が著しかったこともあり、木材の持続的安定的な供給をはかることが大きな課題となつてきております。

このような情勢に対処して、森林・林業政策は、森林の公益的機能と木材供給等の経済的機能を総合的かつ最高度に発揮させるようその積極的な展開をはかるとしてまいりる所存であります。

まず、森林資源に関する基本計画及び全国森林計画の改訂を行なうとともに、林地利用に関する規制、森林計画制度の改善等と内容とする森林法の改正をはかると、治山事業の拡充、造林、林道等生産基盤の整備、林業構造の改善等各般の施策を拡充強化して、森林資源の維持増強と林業生産力の一そうの向上につとめる考えであります。

また、最近の木材の需給事情にかんがみ、国内林業生産基盤の整備等の拡充とあわせて、木材等を含め、木材需給の安定、林産物の流通加工の合理化等につとめてまいりる所存であります。

さらに、国有林野事業の改善につきましては、昨年十二月の林政審議会の答申を十分に尊重し、公益的機能をより重視する事業運営を指向することとし、治山事業等を拡充強化するとともに、公益性を重視した森林施業の拡充をはかると、木材の計画的、持続的供給をはかることを目的として、事業運営及び組織・機構の合理化の推進等その事業全般にわたる技術的な改善を行なうこととしてまいります。

次に、水産業について申し上げます。

水産物に対する需要が引き続き増大している一方、わが国水産業をめぐる情勢は、国際規制の強化、開発途上国を中心とする領海または、漁業水域拡大の動き、沿岸漁業における工業化、都市化に伴う公害の増加等著しくきびしいものとなっております。

これらの情勢に対処して、国際協力のための体制整備によって海外漁場の確保につとめるとともに、深海漁場等の新漁場の開発により海洋水産資源の積極的な利用をはかるとともに、沿岸の栽培漁業につきましては、従来の瀬戸内海のはかに新たに日本海においてもその実施に着手することとしてまいります。

また、近年の漁船の大型化や水揚げの大量集中等の漁業情勢の著しい変化に対処して漁業の生産基盤としての漁港の計画的整備を強力に推進することとし、新たに第五次漁港整備計画の策定を行なうこととしてまいります。

水産物価格の安定につきましては、生産対策の推進とあわせて基幹産地における流通加工センターの形成、冷凍水産物の流通の促進など水産物の流通加工の合理化をはかるとしてまいります。

なお、近年における漁場環境の悪化に対しましては、漁場汚染の防止と漁場機能の回復につとめる所存であります。

農林水産業の環境保全機能につきまして一言申し上げます。

最近における工業化とこれに伴う公害の増加等の状況から、国民の間に緑の自然と良好な生活環境を希求する声は次第に高まってきております。農林水産業の健全な営みは、自然環境の保全と培養に資するものであり、その機能は、人間の生活環境の改善を進める立場からも新たな評価が行なわれつつあります。

農林漁業に関する諸施策の展開にあたりまして、この点に十分配慮するとともに、さらに農林水産業が有する環境保全機能について組織的、総

合的な試験研究を実施することを予定しております。

今日わが国経済の飛躍的な発展に伴い、開発途上国の農林業の発展に対する協力は、わが国が輸入に依存する農林産物の安定的供給の確保をはかる観点からも次第に重要性を増してきておりますので、今後は、その効果的な推進の方策について検討を進めてまいりたいと考えております。

また今後における日中間の農林水産物貿易問題、漁業協定につきましても、政府間交渉を開始する準備を進めているところでありますが、特に農林水産物貿易問題につきましても、貿易取りきめの締結交渉等を通じて、適正な輸入が行なわれるよう対処してまいりたいと存じます。

これまで申し述べました農林水産業に対する施策の推進をはかるため、昭和四十八年度予算の編成にあたりましては、所要の財源の確保に努め、主要な施策を推進するために必要な経費につきましても、重点的にこれを計上したところであります。また、必要な法制の整備につきましても、鋭意法律案の作成を取り進めているところでありますが、本委員会においてこれら法案についてよろしく御審議のほどをお願いいたします。

また、今後の農政の方向に対応いたしました昨年十二月に農林省の組織を再編整備して、構造改善局、農畜園芸局及び食品流通局を新設するなどその体制を一新したところでありますが、本年は水産庁につきましても、国際漁業対策、漁場保全対策等に重点を置いた組織の再編整備を行なうこととしており、決意を新たにこれらの機構改革の実をあげるようつとめてまいっている所存であります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、農林水産行政推進のために、本委員会及び委員各位の御支援、御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

○委員長(亀井善彰) 次に、昭和四十八年度農林省関係予算について説明を聴取いたします。鈴木農林政務次官。

○政府委員(鈴木省吾) 昭和四十八年度農林関係予算についてその概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十八年度の一般会計における農林関係予算の総体につきましては、農林省所管合計は、一兆四千七百三十三億円で、これに総理府、外務省、厚生省及び建設省の他省所管の農林関係予算を加えた農林関係予算の総額は、一兆五千三百四十六億円となり、これを昭和四十七年度の当初予算と比較しますと、二千三百四十九億円の増加となります。

以下、この農林関係予算の重点事項について御説明いたします。

第一に、高効率農業の展開に関する予算について申し上げます。

わが国経済の発展とその急速な国際化の進展に対応して、国民経済の一部門としての農業の均衡ある発展をはかるためには、その体質改善を急速に推し進め、生産性の高い近代化農業として確立することが基本的に重要であります。このため、今後十カ年にわたる土地改良長期計画を策定し、これを踏まえて農業生産基盤の重点的な整備開発を進めるとともに、農業団地の育成、農業構造の改善等の諸施策を強力に推進することとしております。

まず、農業生産基盤の整備について申し上げます。

農業の構造改善と生産性の向上をはかるとともに、農村環境の整備に資するため、昭和四十八年度から十カ年にわたる土地改良長期計画を策定し、総事業費十三兆円をもちまして、高効率の機械化農業が広く可能となるよう農業生産の基盤となる土地及び水の条件の整備開発を積極的に進めることとしております。

昭和四十八年度につきましても、その初年度として、圃場整備、農道整備、畑地帯の総合整備、農用地開発等の各種事業を積極的に推進することとしております。

圃場整備につきましても、七百十二億二千四百万円を計上して、末端圃場条件の整備をはかることとし、また、農道の整備につきましても、六百

五億一千二百万円を計上して、事業の大幅な拡充をはかることとしております。

畑地帯の総合整備につきましても、一百三十二億三千二百万円を計上することとし、また、農地開発事業につきましても、四百三十九億一千八百万円を計上して、事業の拡充をはかるとともに、新たに、広域未開発地域において大規模な畜産基地の建設を進めるため、開発構想の具体化した一部の地域について特別の国営総合農地開発事業に着手することとしております。

畜産基盤の整備につきましても、一百四十九億八千二百万円を計上するとともに、新たに、共同利用模範牧場設置事業の一環として畜産基地建設事業を実施するほか、畜産経営をめぐる環境問題に対処するため、畜産経営環境整備事業を実施することとしております。

また、基幹農業用排水施設の体系的整備につきましても、八百三十四億八千四百万円を計上してあります。

以上のほか、農地防災事業、調査計画費等を合わせて、農業基盤整備費として、総額三千四百四十五億九千四百万円を計上してあります。

次に、農業団地の育成について申し上げます。

生産性の高い近代化農業としてわが国農業の体質改善を進めるとともに、需要の動向に即応した農業生産を推進するため、四十七年度から実施している農業団地育成対策について、その一そのの拡充強化をはかることとしております。近代的な機械、装置の導入を中心に団地として農業生産の組織化を進める高効率生産団地育成事業につきましても、一百一十二億七千九百万円を計上して事業の拡充をはかるとともに、新たに、米、落葉果樹、花卉、養豚を対象作物に加えることとしてあります。

また、農業団地育成対策の一環として、広域営農団地整備事業について四十二億六千八百万円、モデル農業団地形成事業について二十五億三千七百万円をそれぞれ計上して、事業の拡充実施をはかることとしてあります。

次に、農業構造の改善について申し上げます。

農地流動化の促進につきましても、四十七億七百万円を計上して、農地保有合理化法人の行なう事業の拡充、その運営基盤の強化等を進めることとし、第二次農業構造改善事業につきましても、その計画の推進をはかるため、新たに二百三十地区について事業に着手することとして、三百二十八億七千九百万円を計上してあります。

高効率な農業生産を実現するためには、経営規模の拡大と並んで集団的な生産組織の育成が重要でありますので、新たに、高効率集団的生産組織育成対策事業を実施し、専業的な中核農家群を中心とする農作業受委託組織を広く育成することとし、六億二千七百万円を計上してあります。

また、農業者年金制度の運営につきましても、九十七億五百万円を計上するほか、農業就業近代化対策、出かせぎ農業者営農改善対策等につきましても、施策の拡充をはかることとしてあります。

第二に、農業生産の再編成の推進に関する予算について申し上げます。

米作の過剰基調に対処し、需要に対応した農業生産の展開をはかるため、引き続き、米の生産調整と稲作転換の推進をはかるとともに、需要の伸長が期待される畜産、野菜、果樹等について生産、価格及び流通加工にわたる各般の施策を拡充強化することとしてあります。

まず、昭和四十八年度米の生産調整につきましても、米の需給事情に即し、目標数量を二百五十万トンとし、転作及び休耕の態様に応じて米生産調整奨励補助金を交付することとし、総額一千七百五十八億四百万円を計上するとともに、別に、米生産調整協力特別交付金二百億円を計上してあります。

また、水稲から今後需要の増大が見込まれる農作物への作付転換を一そう推進するため、稲作転換促進特別事業等各種助成事業の拡充強化をはかることとしてあります。

次に、畑作農業の振興について申し上げます。野菜対策につきましても、生産及び価格の安定

が強く要請されていることにかんがみ、前年度に引き続き施策の大幅な拡充実施をはかることとし、まず、生産対策につきましましては、野菜指定産地の生産出荷近代化事業、露地野菜生産団地の育成等を引き続き推進するとともに、新たに、野菜指定産地のうち特に規模の大きい産地に基幹的産地としての役割りをなわせるための基幹野菜指定産地近代化推進事業を実施することとしております。

野菜の価格対策につきましては、特に春夏期等の野菜の価格補てん事業の拡充をはかることとし、対象品目の拡大、国庫負担率の引き上げ等を行なうほか、野菜の売買保管、緊急輸送、消費地における大規模低温貯蔵庫の設置等の設置等につき引き続き助成を行なうこととしております。

野菜の流通加工対策につきましましては、引き続き、野菜集送センターの設置、野菜冷凍工場の実験的設置等につき助成を行なうほか、新たに、低温流通方式等開発実験事業を実施することとしております。

以上のほか、野菜試験研究の強化、卸売り市場の野菜関係施設の整備等を推進することとし、これらを含めまして野菜対策の総額は、一百五十四億八千三百万円となっております。

果樹農業の振興対策につきましましては、果樹広域主産地形成事業等の拡充実施をはかるほか、新たに、温州ミカンの品質の保持をはかるための共同予措事業、落葉果樹の生産振興のための果樹園の総合整備等を行なう落葉果樹生産振興特別事業等を実施することとしております。

また、加工原料用果実価格安定対策事業について、新たに、かん詰め用温州ミカンを対象に加える等その拡充をはかるほか、引き続き、温州ミカン等の近代的な果汁工場の整備を進めるとともに、新たに、大消費地に冷蔵果汁の製造集配施設を設置することとしております。

これら果実の生産、価格、流通加工対策に要する経費として、総額四十六億五千七百万円を計上しております。

養蚕対策につきましましては、引き続き、主産地等における集団営農の推進等をはかるほか、新たに種繭生産モデル地域育成施設設置事業を実施することとしております。

また、特産農作物及び甘味資源作物の生産対策につきましましては、特産物生産団地の育成、てん菜大規模集産地の育成等を引き続き推進するとともに、新たに、食用、パレイシ等の品質の保持をはかるための放射線照射利用実験事業及びてん菜の共同育苗施設設置事業を行なうこととしております。

これら、養蚕、特産農作物等の生産対策として総額三千七億一千万円を計上しております。

さらに、砂糖及び甘味資源作物の価格の安定対策として六十二億九千三百万円、大豆なたね交付金等として十八億三百万円を計上しております。

なお、北海道その他重要畑作地帯における畑作の振興をはかるため、新たに、高効率集団畑作経営確立対策及び耕土改善対策を実施することとし、これらに要する経費として、七億八千八百万円を計上しております。

花卉対策につきましましては、国民生活の向上に伴い、増大する花卉需要に対応して、新たに、花卉集産地育成事業、フラワーセンター設置事業を実施する等施策の拡充をはかることとし、これらに要する経費として、四億六千六百万円を計上しております。

次に、畜産の振興対策について申し上げます。まず、畜産の基盤となります自給飼料の確保につきましましては、公共事業による草地開発の拡充をはかるほか、既耕地における飼料作物の生産利用の促進及び水稲の飼料作物への転換を強力に進めることとしております。

また、酪農及び肉用牛につきましましては、市乳供給モデル団地の育成、肉用牛生産団地の育成、乳用雄牛の利用促進、家畜の導入等の事業を拡充実施して、引き続き、その生産振興を推進することとしております。

さらに、養豚につきましましては、豚肉の需給事情、生産環境問題等に対処して総合的な振興対策を推進することとし、新たに、繁殖経営の安定的拡大をはかるための養豚団地の育成、原種豚育種集団の強化推進等の事業を実施するほか、養鶏対策につきましましては、国産鶏種の増殖、優良種鶏の集団育成等の事業を実施することとしております。

また、畜産経営をめぐる環境問題に積極的に対処するため、新たに、高効率養豚施設設置、悪臭防止対策の推進、公共事業による畜産経営環境の総合的整備等を行なうこととしております。

このほか、家畜衛生対策等につき、所要の経費を計上することとしており、これらを含めまして、畜産生産対策の総額は、三百七億一千七百万円となっております。

畜産物の価格対策につきましましては、引き続き、加工原料乳に対する不足払い、肉用牛の価格安定、乳用雄肥育素牛の供給及び価格の安定等の事業を実施することとし、また、流通加工対策につきましましては、引き続き、基幹食肉流通施設の整備、成鶏肉処理加工の合理化等を推進するほか、新たに、濃縮乳生産専門モデルプラントの設置、食肉取引安定特別対策、食肉処理技術者養成施設設置等の事業を実施することとしております。

さらに、学校給食用牛乳の供給について、新たに、僻地校に対する牛乳供給を促進するための事業を実施することとし、これらを含めまして、畜産物の価格、流通加工対策の総額は、三百十六億八百万円となっております。

次に、米麦の生産改善対策について申し上げます。まず、稲作につきましましては、生産性の向上と良質米の供給を促進するため、新たに、高効率の機械化一貫作業体系の導入をはかる高効率米麦作団地育成対策事業を実施するほか、広域米生産流通総合改善事業、直まき稲作推進事業等を引き続き推進することとし、また、麦作につきましましては、高効率稲麦作団地育成対策事業等の実施により生産性の向上をはかることとし、これらに要する経費として、二十九億二千二百万円を計上しております。

第三に、高福祉農村の建設に関する予算について申し上げます。

豊かで近代的な農村を建設し、農業の健全な発展と農村居住者の福祉の向上をはかるためには、都市に比べて立ちおくれしている農村環境の総合的整備開発を進めることが大切であります。このため、昭和四十八年度から五十年の計画で農村総合整備モデル事業を実施し、農業生産基盤とあわせて、集落道路、生活排水施設、農産物廃棄物処理施設等を総合的かつ計画的に整備することとし、従来からの農村基盤総合整備パイロット事業とあわせて二十六億五千万円を計上しております。

また、農村地域への工業導入を促進するため、新たに、二百五十市町村について工業導入実施計画を策定するほか、市町村による工場用地の造成等に対する資金融通及び工業導入関連諸施設の整備を新たに推進することとし、六億九千一百万円を計上しております。

さらに、農業ないしは農村の持つ環境保全機能、レクリエーション機能を積極的に評価し、その増進をはかるため、新たに、国の大型プロジェクト研究の一環として、農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究を実施するとともに、自然休養村の計画的整備、花卉対策の充実等をはかることとしております。

また、生活改善普及事業、農山漁村同和対策等を拡充するとともに、第二期山村対策事業として、四十七年度に計画を樹立した九十地域につき、農林漁業特別対策事業を実施することとしております。

第四に、食品流通加工の近代化と消費者対策の充実について申し上げます。

生鮮食料品等の流通を近代化し、消費者物価の安定をはかることは広く国民的な要請となっておりますので、野菜、畜産物等の流通加工の改善をはかり、消費生活の安定に資するための事業を積極的に推進することとしております。このため、

さきに御説明しましたように、野菜、果実及び畜産物についての対策を拡充するほか、中央卸売市場及び地方卸売市場の施設整備の促進、総合食料品小売センターの増設、生鮮食料品集配センターの設置等について助成を行なうこととし、これら生鮮食料品等の流通加工対策に関する経費として、一百五十三億六千一百万円を計上しております。

また、消費者保護対策につきましましては、農林物資規格表示の設定普及、テレビによる啓発、情報提供等を引き続き行なうほか、JASに準ずる地域食品認証制度、消費者テレフォンサービス等の新規事業を実施することとし、また、食品産業等農林関連企業対策につきましましては、新たに、産業及び人口の地方分散に即応した食品企業の適正合理的な立地目標の策定と食品工業団地の適正な形成を促進することとし、これらに必要な経費として、四億九千四百万円を計上しております。

第五に、農林漁業金融の拡充について申し上げます。まず、農林漁業金融公庫資金につきましましては、新規貸し付け計画額を三千三百七十億円に拡大するとともに、土地改良資金、畜産経営環境保全資金、造林資金、卸売市場近代化資金等各種資金について、貸し付け金利の引き下げ、融資率の引き上げ等融資内容を幅広く改善することとしております。なお、この原資として、財政投融資二千四百八十八億円を予定するとともに、同公庫に対し補助金二百七十億三千万円を交付することとしております。

次に、農業近代化資金制度につきましましては、貸し付けワケを三千億円とするとともに、貸付金利の引き下げ及び貸し付け限度額の引き上げ等をはかるほか、所要の利子補助補助等を行なうこととし、また、農業信用保証保険制度について、保険の対象となる資金の範囲を拡大する等その充実をはかることとし、合わせて九十四億九千一百万円を計上しております。

また、農業改良資金制度につきましましては、貸し付けワケを一百九十億円とするとともに、新たに

に、技術導入資金を活用して、農業者の自主的な技術開発及び集団的生産組織の育成、運営に必要な資金の融通をはかることとし、これに要する経費として四十億五千三百万円を計上しております。

さらに、漁業近代化資金制度につきましましては、貸し付けワケを五百五十億円に拡大することとし、これに要する経費として十二億三千三百万円を計上しております。このほか、農水産業協同組合貯金保険機構に対する出資、開拓融資保証制度を円滑に農業信用保証保険制度へ移行させるための、農業信用保証協会の融資資金造成等を行なうこととしております。

第六に、森林・林業施策に関する予算について申し上げます。治山事業につきましましては、六百二億八千三百万円を計上して、これを積極的に推進することとし、このうち一百億円を国有林野内治山事業に充てることとするほか、新たに、治山事業施行林地につき、保育に対する助成を行なうこととしております。

さらに、森林開発公団が行なう水源林造成事業につきましましては、一般会計からの出資金七十億円を計上してあります。次に、林業生産基盤の整備を促進するため、林道事業につきましましては、二百七十億四千万円を計上して、事業の拡充実施をはかるとともに、補助体系的の改定及び大規模林業開発林道事業の新規実施を行なうこととし、造林事業につきましましては、一百七十五億二百万円を計上して、事業の推進をはかるとともに、補助体系的の改訂及び保安林等における育林作業の新規実施を行なうこととしてあります。

また、国土緑化の推進につきましましては、都市部を含めた国土の緑化を一そう推進することとし、新たに、総合的緑化技術のコンサルティング活動、緑化用苗木の需給情報の提供等を行なうために設立される法人に対し、基金造成等の助成を行

なうこととしてあります。このほか、第二次林業構造改善事業につきましましては、四十七年度に事業計画を樹立した一百地域において事業に着手することとし、第一次林業構造改善対策事業と合わせて六十七億七千七百万円を計上するとともに、森林計画制度の運営、森林病害虫等の防除、林産物の生産流通の改善、森林組合の育成強化、林業労働力対策、林業普及指導等について拡充実施をはかるとしてあります。

第七に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。漁業生産基盤の整備につきましましては、昭和四十八年度から五カ年にわたる第五次漁港整備計画を策定し、総事業費七千五百億円をもちまして漁港の計画の整備をはかるととし、四十八年度につきましましては、その初年度として五百三億二千七百万円を計上するほか、大型魚礁設置事業、浅海漁場開発事業及び漁港関連道の整備を引き続き推進することとし、合わせて五百三十六億八百万円を計上してあります。

次に、海洋水産資源の開発につきましましては、沿岸海域における栽培漁業の振興をはかるとともに、瀬戸内海における従来の事業を引き続き推進するほか、新たに、日本海における栽培漁業センターの設置について助成するとともに、遠洋及び沖合い海域における海洋新漁場開発事業を拡充し、新たに未利用の深海漁場の開発体制を整備することとし、合わせて三十八億一千八百万円を計上してあります。

また、発展途上国を中心に領海等を拡大する動きが強まっていることに対処し、海外漁業協力事業に必要な資金の融通等を行ないわが国海外漁場の確保と海外漁業協力とを一体的に推進することとし、これに必要な経費として外務省計上の経済開発等援助費のうちの十億円を含めて二十二億一千一百万円を計上してあります。

水産物の価格安定対策につきましましては、冷凍水産物等の流通改善、水産物産地流通加工センター

の形成等の事業を拡充するとともに、新たに、水産物入出荷合理化促進事業、水産物市場情報収集事業等を実施することとし、合わせて二十二億二千三百万円を計上してあります。

さらに、漁場環境保全対策につきましましては、四億八千四百万円を計上して、新たに、P・C・B汚染漁場の定期点検及び赤潮被害防止対策を実施することとしてあります。以上のほか、農林漁業施策の推進のために重要な予算について申し上げます。まず、農林水産業の試験研究につきましましては、新たに、農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究等を実施するとともに、試験研究費の増額、施設の計画的整備等により試験研究の強化をはかるととし、これらに要する経費として二百四十二億三千三百万円を計上してあります。

なお、研究学園都市建設促進のため、特定国有財産整備特別会計に必要経費を計上して、新たに、果樹試験場、蚕糸試験場等の施設の建設等に着手することとしてあります。次に、農林水産業の改良普及事業につきましましては、農業改良普及事業について、新たに、農業団地特別指導事業等を行なうことを含めて二百一十一億八千万円、生活改善普及事業について二十五億五千五百万円をそれぞれ計上してあります。ほか、畜産経営技術の普及指導として四億五千三百万円、蚕業技術の普及指導として十七億七千三百万円、林業普及指導事業として二十三億四千万円、水産業改良普及事業として三億九千四百万円をそれぞれ計上してあります。

このほか、農業団体の整備強化に八十二億六千一百万円、農業災害補償制度の実施に五百四十一億八千四百万円をそれぞれ計上するとともに、農林統計情報の充実整備、公害・環境保全対策、災害対策公共事業等につきましても所要の経費を計上してあります。

次に、昭和四十八年度の農林関係特別会計予算について御説明いたします。第一に、食糧管理特別会計につきましましては、国

内米、国内麦及び輸入食糧につき食糧管理制度の適切な運営をはかるため、米の生産調整対策及び自主流通米との関係に配慮するとともに、過剰米の計画的な処分を引き続き実施することとし、所要の予算を計上しておりますが、一般会計からは、調整勘定へ二千六百八十億円、過剰米の処理にかかる損失の計画的補てんに充てるため、国内米管理勘定へ七百五十億円を繰り入れることとしております。

また、国内産イモでん粉及び輸入飼料の買入れ等の実施のため、一般会計から、農産物等安定勘定へ七億円、輸入飼料勘定へ九十四億円をそれぞれ繰り入れることとしております。

第二、農業共済再保険特別会計につきましては、果樹保険の本格的実施等を含め、農業災害補償制度の運営のため必要な予算を計上しており、一般会計から総額三百二十億二千万円を繰り入れることとしております。

第三に、国有林野事業特別会計につきましては、国有林野事業の財務状況に対処し、森林の持つ公益的機能の維持増進、木材の持続的かつ計画的供給という国有林に課せられた使命を果たしつつ、可能な限り経営の合理化を進めることとしておりますが、国有林事業勘定の歳入予定額は一千八百八十一億三千二百万円、歳出予定額は一千九百五十一億三千二百万円でありまして、差し引き歳出超過額七十億円は、前年度からの持ち越し現金をもって充当することとしております。

また、特別会計の財政事情を考慮し、治山勘定において実施する国有林野内治山事業につきましては、一般会計から一億億円を繰り入れその大幅な拡充をはかるとともに、国有林野事業勘定において実施する造林事業につきましては、新たに、資金運用部から二百億円の借り入れを予定することとしております。

第四に、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計につきましては、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の実施のため必要な予算を計上しており、一般会計から総額三十五億二百万円を繰り入れる

こととしております。

以上のほか、自作農創設特別措置、特定土地改良工事、森林保険及び中小漁業融資保証保険の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、昭和四十八年度の農林関係財政投融資計画について御説明いたします。

財政投融資の計画額としましては、農林漁業金融公庫、農地開発機械公社、森林開発公社、八郎潟新農村建設事業団及び特定土地改良工事特別会計に対するものは、新たに、国有林野事業特別会計に対するものを含め、総額二千九百五十一億円の資金運用部資金等の借り入れを予定しております。

これらもちまして、昭和四十八年度農林関係予算及び財政投融資計画の概要の御説明を終わります。

○委員長(亀井善彰君) 本件に対する質疑は後日行なうこととし、当面緊急を要する問題として、大豆対策等、当面の農林水産行政に関する件を議題として、質疑を行ないます。

○杉原一雄君 ただいまの大臣の所信表明のところに大きくひっかかってくるわけですが、先ほどの所信表明の五ページに「農業生産の再編成」ということが述べられたわけですが、この中で、六ページにわたって「需要の増大する畜産、野菜、果樹等の作目への転換に主眼を置く」と、こう書いてあるわけですが、いま、委員長から提起された大豆の問題につきましては、いわゆる大臣が言う農業生産の再編成という観点から、この中に大豆とかアズキとか、そうした雑穀類については具体的な表現を欠いているわけですが、まあおおよそ「等」というところに含むだろうと思ひますが、「等」というところに位置づけるところに今日の大豆問題、とうふ値上げの問題が起ころと思ひますので、はたしてこの「等」ところに入っているのかないのか、これはひと

つ大臣からはっきりお伺いしたいと思います。

と申し上げますのは、去る一月、農林省から出されました「今後の農業生産の推進の方向」という指針があります。これはそちらでお待ちだと思ひますが、そのところで、私がいたっているパノフでは三ページであります。この中で「農業生産の再編成」という別項が起こされております。この中では、こういうところがあります。「また需要は強いが生産が減退している麦類、だいず等についてもその振興に努めるものとする。米の生産調整に当たってもこれらの作目への転換を基本とし、わが国農業生産の再編成を進めることとする。」と、ここにはっきりうたっておるわけです。だから大臣が取り上げたから以下省略と、こういうふうに取り上げていいのかわるか、この辺を実ははっきり聞きたいわけでありまして、まあとりわけいまの——ちょうど自民党の皆さんから問題が提起されると思ひますが、全中が大豆対策として、政府に対して、二十日の日に、あるいは国内自給率を大幅に引き上げることなど、また大豆の基準価格についての値上げの問題、そうした問題等を提起しているわけですが、こうしたこととあわせて考えた場合に、最終的に大豆の緊急対策をお伺いしたいと思ひておられますけれども——いま、大臣の所信表明をお伺いしますと、どうもこう粗末な扱い方をされているような感じがするわけですが、その辺のところ正面にこの文章の面からどう理解すればいいのか。先ほど申しました、一月農林省が発表しました「今後の農業生産の推進の方向」というところでも述べられていることとの関係、この辺のところを大臣から明確に答え、かつ全中の政府に対する要求等について、具体的な対策等がまだ発表できる段階ではないと思ひますけれども、私、実は最終的にお伺いしようと思ひましたのが、いまの時点で農林省としてはっきりした態度が表明できるものは表明させていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま申し上げました所信表明は、私がいま申し上げるまでもなく、

四十八年度の予算をお願いする、あるいは国会の法律改正をお願いするにかながみまして述べておるところでございます。そういうことで、御指摘のような不十分な点があるかと思ひますが、その辺は御了承願いたいと思ひますのであります。で、農林省としては、昨年の十月に、これから農産物の需給の展望と生産目標の試案をお示しをしておるわけでございます。かいつまんで申し上げますなら、大豆のようなものは、食品用にあてがうものは国内でやろうと、こういうことで五十七年の目標を明示いたしておるわけでございますが、これを食用油まで全部国内で自給をするというところにつきましては、これはきわめて困難性があると思ひます。それは、一つにはやはり日本の農業の実態が、海外に比較いたしますと、大豆をつくるにしても相当な価格になると、国民生活の上から考えますならば、海外へ仰ぐが適切だと判断のできる場合がございまして、それから大豆をつくってもらうにいたしましたけれども、なかなか——たとえば、反当りの家族労働報酬をとって見ますと、奨励をいたしたとしても、なかなかつくってもらえない実情もあらうかと思ひます。そこで、そういうところを勘案しながら、しかし、食品用の、今度も問題になりました、とうふ、みそ、しょうゆ、こういうようなものは、できるだけ国内でつくるがよからうと、それには大豆、なたねの特別交付金などを活用いたしまして、その範囲は奨励していこうという一応の目標を立てておるわけでございます。

それから、全中の要請というのにつきましては、たぶんお尋ねは、北海道農業協同組合中央会の要請のことではないかと思ひます。この要請の中で、当面問題となりましては、大豆生産について特別生産奨励金を出したらどうか、あるいは大豆の基準価格を大幅に引き上げるようにということであらうと思ひます。これら点につきましては、現在検討中でございますが、大体この基準価格については、収穫直前にきめるように法律がなっております。

この拡大解釈すれば、もっと早くとも言えそうな点もございするけれども、しかし、従来収穫時に、パリティ計算を中心に基準価格を出しておるようございするもので、現在これをさつそくに基準価格をきめようという考えは持つておらない。従来の行き方ではいかかと思ふのであります。そういう基準価格を出す場合に、需給を勘案して、生産奨励の考えもそこに加味しておると思ふのでございまして、いま特別に別途生産奨励金をやるがいいかということにつきましては、基準価格のほうで十分考えられるのではないかと、いろいろな気持ちを持つておるのでございしますが、これはもう少し検討させていただきたいと思ふのであります。

以上、一応申し上げまして、足らざるところはまた補足いたします。

○杉原一雄君 いまの答弁できわめて不満な点がたくさんございしますが、最終的に食品用大豆緊急対策という時点で詰めていきたいと思ひます。だから、その前の段階として大豆の生産についてであります。国内で今日まで最高大豆の生産をあげたのは昭和何年ごろで、幾らであるか。これは大臣でなくてもいいですが、その後大豆が現在のような状況で三・六%の自給率ということでは落ちたというこの傾斜の関係ですね。それはどう政府で理解しておられたか。今日までそれに對してどのような指導行政と申しますか、政府が手を打ってきたか。——かなり波があると思ふのであります。私が得た資料では、最高は五十二万トンも実は取れたことがあるわけですが、その後少なくなるとも五万トン段階でたがた下がっていったわけですからね。その五万トン段階でカーブが下がって行く。その時点は経済的にも、あるいは自然状況その他から判断してどういう要因が働いていたか。そして、政府はそれに対してどの種の手を打ってきたか。傍観をしてきたのかどうか。失礼なことですが、そういうようなことはいらないと思ひますけれども、その辺のところは一応考察のメスを加えないと……いま大豆対策について、全

中でない、北海道だとおっしゃったが、日農、日本農業新聞では、全中と北海道と連名して言っているはずですから、文書をもう一回確かめていただきたいが、そのことはあえて問題にしません。しませんが、そうした大豆生産について、なかなか国内の生産についての屈折状況、それに対する農林省の行政指導ないし考察というものを、あらましでいいですから、時間がかかりますから簡単にひとつ。

○政府委員(伊藤俊三君) お答え申し上げます。大豆の作付面積は、昭和二十九年が最高で、四十三万町歩でございします。最高の生産は、二十七年の五十二万一千町歩でございします。その後、昭和四十四年までにはほぼ二万町歩、毎年ずつと減り続けてきております。そういうことでありましたが、四十五年には、前年に比べまして七千町歩の減少にとどまりました。さらに、四十六年には、稲作転換の推進等もありまして、十七年ぶりに約五千町歩ほど増加を見ておるわけにございします。生産量は、先ほど申し上げました二十七年の五十二万トンを最高に、好不況による変動はありますが、作付面積の減少に伴ひまして、大体二、三年間隔で五万トン減ってきておる。四十七年が十二万七千トンということになっております。こういうような作付面積の減少は野菜でありますとか、桑、飼料作物並びに水稻等への転換がはかられたわけですね。それから、自家消費が減退しておる。兼業機会の増大等によることであると思ひます。

それから北海道につきましては、以上のほかでん菜への転換が進んだというようなことも大きな要件であらうかと思ひます。

私どもといたしましては、こういうようなことに対応しまして、大豆につきましては、

〔委員長退席、理事初村龍一郎君着席〕従来から大豆、なたねの価格の支持の法律がございしますが、この法律に基づきまして、パリティ指数、生産事情その他の経済事情を参酌いたしまして、一定の基準価格で支持をするというようにな

とに努力をしてまいりました。特に最近におきましては、そういう大豆の支持価格をできるだけ引き上げるようにも努力をいたしてきておるわけにございしますが、さらに、適地適産というようなことを考えまして、従来から生産性の高い団地を育成する等によりまして、その生産の合理化とか、流通の近代化をはかってきておるわけにございします。特に、稲作から大豆への転作の促進というやうなことにございましては、転換水田における土地条件の整備でありますとか、省力機械の導入、種子対策等によりまして、大豆への転作の促進をいたしまして、あるいは国産大豆の販路確保、集荷、販売体制の整備等も推進するようになしたておるわけにございします。

○杉原一雄君 大豆の自由化ですね、それは昭和何年でしたか。

○政府委員(伊藤俊三君) 昭和三十六年でございします。

○杉原一雄君 そのときもうすでに作付は終わっているわけですから、三十七年度の作付面積とそれから生産量。

○政府委員(伊藤俊三君) 昭和三十六年の作付面積は二十八万六千七百町歩でございします。昭和三十五年は三十万六千九百町歩——ヘクタールでございします。生産は、三十五年が四十一万七千六百トン、三十六年が三十八万六千九百トン、そういうことになっております。

○杉原一雄君 その次の年。

○政府委員(伊藤俊三君) 三十七年を申し上げますと、生産面積が二十六万五千五百町歩、それから生産量は三十三万五千八百トンでございします。

○杉原一雄君 そうしますと、明らかに、三十六年七月一日、農産物自由化が大豆を第一号として行なわれたわけですが、まあ私に言わせると安条約第二号でございしても、その影響がそうした形で出たと私は思ひますけれども、それはそういうふうに理解していいのか。あるいは自然状況とか、政府の指導とか、稲作との転換との関係があるとか、いろいろあるわけですが、やはり自由化

の直撃を受けたと見ていいですね、三十七年度の現象は。

○政府委員(伊藤俊三君) 全く影響がないということではないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、他作目への転換とか、自家消費の減退等の理由がございします。三十六年だけ減ったわけではございせんので、それ以前からずっと傾向としては減ってきておったということでありまして、それだけが原因であるとは申しかねるのではないかと存じます。

○杉原一雄君 私の質問、よく聞いてください。そんなこと言つてない。だから、三十六年の七月一日に、三十五年に安条を改定したわけですが、そういうこととの関連があつて、自由化の第一号として押しつけられた。そのことが大きな影響で、特に北海道のようなところが大きな後退をし始めた。これは、農民だって自己防衛上やむを得ずという手段をとるでしょう。でありますから、今後の緊急対策を考える場合に、そうしたことが大きな農政上の教訓になるということを想起しないと、何かしら一應懸命うしろがまえの論理の準備をされては困る。

それでは、四十七年度の国内生産について、作付面積なりそれから生産高なり、それに対する経済条件、自然条件等の考察を簡単に言つてくださいます。

○政府委員(伊藤俊三君) 四十七年は、作付面積が八万九千ヘクタールでございします。生産量は十二万七千トンというところに相なっております。これは先ほどお話し申し上げたかと思ひますが、こういうこととございまして、特に最近の様子では、北海道を除く各都府県ではまだ減少の傾向が見られるわけでありまして、最近 北海道の豆というものがかなり国内でも評価をされておりました。北海道では若干ふえてきておるというやうな傾向が見えております。

○杉原一雄君 政府の今日まで発表してきた大豆対策のことを信頼するならば、これは最低の底だと思ふんですね、大豆生産の。ここから上がら

るを得ないわけです。大臣の所信表明にしろ、農林省が発表している生産の今後の方向づけ等を見ても、これがまあぎりぎりだと思ふんですね。そこで、このぎりぎりの底にいたるまでついたわけです。四十七年は、それは幾つかの要因があると思ふんです。その要因をひとつはつきり——あるいは雨が降ってどうか、アメリカのように雪が降ったとか、いろいろあるわけですね、アメリカなんか、何百万トンも減収していますから。そういうような自然条件なり政治条件なり、経済の条件等があるわけです。その底になったその辺のところを明確にしていたことが、底からはい上がついていく一つの農民へのビジョンなり政策が出てくるわけですから、そのところを明らかにしてください。

○政府委員(伊藤俊三君) いろいろ理由があったかと思ひます。先ほど大臣からお答えがありました。他作物との比較におきまして労働報酬が低いという点があります。そのもとをいたしましては、反収の低さとかいうようなことも、一つ大きな理由であらうかと思ひます。

それからまた、大豆の生産というものが大きな団地で行なわれておられない。ばらばらに小さな、何といふんですか、圃場ごとに行なわれているという点で、大豆の生産の合理化というものが、非常ににくいという点もあるかと思ひます。また、集荷、販売という点につきましても、農家が非常にばらばらでございまして、それをうまくまとめて、農協が集荷し有利に販売するとうようなことがなかなかしにくいような点もございまして、そういうような事情がいろいろ重なり合つて大豆の面積が減つてきたというように私も考えおるわけでござい

ます。

○杉原一雄君 それでは、消費の動向なり需給の状況等について一応、さかのぼるといへんめんどくさいですから、少なくとも四十七年度の状況はどうですか。国内の消費、それから需給の状況、簡単に言ってください。

○政府委員(池田正範君) 御指摘の四十七年の状況、一部見込みが入りますが、申し上げますと、需要は三百五十二万二千トン、そのうち油をばります製油用が二百五十万トン、食品用が七十二万トン、あと期末のストックが二十七万トン程度になります。供給のほうは同じく三百五十一万トンでございますが、国産が、たゞいま農林局長が申し上げました約十二万トンの中で、出回るものが五万六千トン程度でございます。

したがって、輸入のほうは三百四十万トン以上ということになります。四十二年ごろに比べますと、この約五年間で、むしろ国産が五八%程度に落ちましたが、輸入が一四二%程度に伸びまして、需給全体をいたしましては三八%の増加というのが現状でございます。

○杉原一雄君 そうしますと、三百四十万トンというばく大な輸入をしているわけですが、それは輸入先、たとえばアメリカ、中国等あるわけですが、大体大づかみにしてどれくらいで、しかも、その国の、さかのぼりませんから、四十七年度の作付状況はどうなつておるのか、これをひとつお聞かせします。

○政府委員(池田正範君) いまの約三百四十万トンの中で、おもなる輸出国はアメリカと中国でございます。そのほかに若干のものがございまして、けれども、ほとんどこれはネグレクトでございます。

アメリカから入りますものが、大ざっぱに申し上げまして三百四十万トンでございます。それから中国から入つてまいりますものが、通常でございまして大体三十万トン程度でございます。しかし、御案内のように、昨年は中国の食品用大豆の生産が、作柄が非常に悪うございまして、そのためにこれはおそろく二十六、七万トンに落ちるのではないかと。したがって、この部分はアメリカからの輸入がふえるという形で、全体としてのつじつまが合わされるということにならうかと考えております。

それから、昨年の世界の生産状況でございます

が、一部の推定を含むことをお許しただきまして、アメリカの大豆の作付面積は、一九七二年で四千五百八十万エーカーでございます。生産量は三千四百七十万トン、世界の供給力の大部分はアメリカの供給力にたよるという形になっております。中国のほうは、これは作付面積はつかむことができません。また、この生産量につきましても、一九七一年におきましては六百七十万トン程度の生産があつたように推測をいたしておりますが、七二年におきましては不明でございますが、一般的な常識から考えましてかなりの不作を伝えられておりますので、それよりはかなり下回つた生産量ではないかというふうに考えております。

それから第三の問題として、たゞいまのところは供給力の中に入つておりませんけれども、ブラジルが最近とみに生産力を増してまいつておりまして、一九七二年におきましてこの作付面積の見込みは、約五百六十万エーカー程度であつたのではないかと。したがって、この供給力は、これも推定でございますが、三百四十万トンをこえる量を持つのではないかとこのように考えられます。

○杉原一雄君 中国の足らぬところはアメリカから買つと、こういうことなんです。アメリカにしても、昨年は雨が降つたり雪が降つたりして大豆の予定数量、生産目標をはるかに下回つたというふうな承つておるわけですね。その辺は確認できますか。

○政府委員(池田正範君) 昨年度の不作は、ほとんど油糧作物を含めまして全世界的な様相であることは御承知のとおりでございますが、その中で、比較いたしますと、アメリカが一番軽微でございまして、三千五百万トンの生産量というものは、そうきわめて著しく全体として減つたというものではないと思ひます。ただ問題は、その全体の生産力の中で、特に日本がはしがつておるところの固有の用途である食品用大豆、これがオハイオとかミシガンとか、いわゆる五大湖の周辺の数州に限られた形で栽培をされておりますが、その地域における気候条件というのが、たゞいま御指

摘のようにあまり芳しくなかった。そのことが非常に日本の需給に対して強い影響を与えた。しかも、それが中国の、中国豆と要するに言つておりますが、食品用大豆が非常に悪う、その船積みがおくれたこととダブルパンチになって、日本の市場に非常に強い不安感を与えた。それは量と品質の悪さということと重なつてその不安感が非常に歩増しされたというふうに私も解釈しております。

○杉原一雄君 私のこゝに持つておる資料では、七二年の生産目標は三千六百七十二万トン、先ほど言つたような条件で、減収したのは二百七十二万トンと、こうあるわけですね。そうした輸入先のやはり農産物のことですから取れたたり取れなかつたりという非常に自然的な条件が左右するものが多分にあるということを確認することが非常に大事だと思うし、いまはからず局長のほうからブラジルの話がでたんですけれども、これは国内との取引関係はどうなつておりますか。

○政府委員(池田正範君) ブラジルのほうは、実は産地をいたしましてはきわめて供給源としては新しいほうでございます。ほとんど現在まではヨーロッパに向けての供給でございまして、日本との間ではきわめてわずかの見本に近い取引以外は大きな供給力にはまだかたまつておりません。

○杉原一雄君 それでは、とにかく日本は自給率が非常に少ないわけだし、大臣の期待するものは、油以外の少なくとも食品関係の大豆は自給したいんだと、こういう政策的な意図を持つておいでになるようでありまして、いずれにしろ、大豆が足らぬからとうふが上がつたという大衆に直接的な大きな打撃を与えた大豆不足の問題ですね。これについて農林省は、二月三日に何か、特に「食品用大豆緊急対策」というのを発表したものに承つておりますし、ここにも簡単な個条書きのものを持つておるわけですが、このポイントはどこにありますか。どういふところに一番力点を置かれておるのか。ちょっとさつと読んだだけでは私わかりにくいのですが、この政策目標のポイント

トはどこにありますか。二月三日緊急対策を出したわけでしょう。それは否定することないでしょう。出しましたね。そのポイントはどこにありますか。

○政府委員(池田正範君) 当時の大豆価格の値上がりが一月の十日前後からきわめて急速に異常な値上りになりましたので、したがってとりあえずは、価格の問題もさることながら、一部には市場の中に食品用大豆が姿を消すのではないかと、非常に不安感が醸成をされました。したがって、緊急対策といたしましては、まず民情の不安感を取り除くことがまず第一条件であるというふうに考えたわけでございます。そこで、やり方といたしましては、市場の中に大豆を送り込む、ソーダックスな対策を立てることが第一。第二は、価格形成の中にあって不安感、不信感を払拭することが第二。第三といたしましては、さらに、今後のあり方についての指針をある程度打ち出すことが第三というふうに三つの重要な論点を考えたわけでございます。

まず第一のマーケットの中に大豆をふやすという形で価値の異常な値上りをとめるということにつきましては、いま申し上げましたように供給先であるアメリカ、中国というものが、これはこの際、緊急対策といたしましては、唯一の輸入ソースでございますから、そこでアメリカへの緊急要請、それから中国に対する繰り上げ輸入の要請といったものを外交ルートを通じて早急に手を打ちまして、一月、なるべくすみやかにアメリカのオハイオ州から約八万トンの食品用大豆の緊急輸送を商社を通じて要請をいたしました。また同時に、こちらから直接外交ルートを通じても要請をいたしました。これは大体見込みが立ったわけでございます。それからもう一つは中国のほうでございますが、これは昨年の九月積み以降がほとんど配船がとまっておりますので、全体としてかなりの滞りが出てまいっておりますので、これは早々に中国政府に対して要請をいたしました結果、十二月積み分のスリップ分を含めまして一

月、二月と各月ごとに二万トンずつ計六万トンの配船を確保する旨の確約を受けまして、その後一月の二十日前後に第一船が入りましたのを皮切りに、現在滞りがちでありましたのがやや回復しつつある状況でございます。そのようにして、まずマーケットの中に豆を送り込むことが第一でございます。

それから第二の問題といたしましては、国内に豆があるのにどうも偏在しているのではないかと、不信感がありました。これがありまして、非常にまた必要なスベキューレーションを注ぎ出すことになりました。そこでそれに対応する対策といたしまして、とりあえず現実大豆をこれを持っておるところからどうしてもないところへ必要やむを得ないだけは緊急融通をさせるということが一つ。もう一つは、御承知のような自由取引でございますから、したがって価格が異常に変動することに対する一つの指針といたしましては、商品取引所の価格形成機能が異常に動きまわると、これが社会にかなり悪い心理影響を与えることになりまわす。したがって、この二つについて早急に手を打つということから、五万トンの油糧用としてストックをいたしておりましたものを、とりあえず、とうふ、納豆といったような当面の対策のために、仲介の業者を通じて直接実需者に売り渡すという形を緊急対策として取りました。それから商品取引所につきましては、かなり急ピッチな上げもございましたけれども、これが後半になりますと、とりあえず、いわゆる上げ幅制限がなくなりまわすので、とりあえずは、個人としての取引数量に制限を加えると同時に上げ幅の規制をする。それから、新規に取り組みをすることについての規制をする。さらに三段がまえてとしては、当時一月でございましたので、七月から新市に入りますが、この新市以降の取引について自発的にそれをやめさせるといったようなことで、大豆の商品取引機能というものを当面、まあいけば眠らせるといふ形をとったわけでございます。

最後に、今後の対策でございますが、この中で述べられておりますのは、やはり何と申しまして、海外依存というものを急速に脱却することはむずかしいわけでございます。しかも、食品用大豆というものは、全体の大豆のワグがあつても依然として窮屈感を持つ場合がごしのようにあるわけでございます。そこで当面、この一月から七月までの上半期についてこれはない、で、きの悪かった食品用大豆は追いかけてもございせんから。とりあえずは、大豆としての不足感をなくするという意味で、上半期全部で約二十万トン程度、前年よりも分量をふやして輸入するという方向で輸入商社の指導を行ない、これはほぼ契約済みでもう見当が立っております。ただ、そういたしましてもなお食品用大豆の問題は残りますので、そこで、これはできれば今後の問題でございまして、けれども、実需者の買い付け先をもう少し長期の供給契約に結びつける、あるいは今後ブラジル等の開発輸入等を含めてやはり今後食品用大豆の供給ソースを多角化していくといったような方向を含めて今後考えていく必要があるだろうというふうなことも実は緊急対策の中に盛り込んだようなわけでございます。

以上が大体の概要でございます。

○杉原一雄君 海外等についての手の打ち方、早いかおそいか、適切かどうか知りませんけれども、とりあえずの問題解決の一つの糸口になったかと思ひます。そこで、価格形成の問題について不信感を払拭するための努力ということなどで、大豆商品現物の過熱防止ということでは局長からいろいろの答弁があつたわけですが、きのうでつか、総理を中心として物統令の適用の問題をめぐる商品投機の問題について何らかの立法処置をとろうじゃないかという話が政府与党の間で見がはば一致したということがきょう伝えられておるわけですが、まあ大豆のことはまさにこの問題で大きな問題になつてゐるし、時間があれば、モチ米の問題もお聞きしたいと思つておりますが、モチ米、大豆を含めてですね、これに対して農林大臣が相談にあずかられたかどうか知りませ

んが、少なくとも閣員の一人として情報は御承知だろうし、大臣の考え方も確立してゐると思ひますが、物統令は適用しない、だが新法によつて対処するというのが大体のきょうの報道ですけれども、これは大臣としても確認できますか、どうでしょう。

○國務大臣(櫻内義雄君) けさ新聞でいろいろ報道をされておるんですが、大体、間違ひのない情報をニュースにしておると思ひます。現在農林省のほうにつきましては、物統令はなかなかこの際活用することはむずかしいであらう、したがって、暴利取り締まりのようなことについて農林省側の考えはどうであるかというように、いまわれわれのほうの何か適当な考えがないかということをお求められておる段階でございます。きょうの閣議でもその話が出まして、直ちにこの委員会に入つておるんですが、きょうこの委員会が済みますれば、省内の関係者に指示を与えたいと、このうらふうらに考えておる段階でございますが、ただ、農林省の關係といたしましては、いまモチ米の話もちょっと触れられましたけれども、米の問題について、御承知のように、食糧法がございまして、いままでも食糧事務所を通じての一応の調査といひますか、見当もつけておる、あるいは買い占めのような事態につきましては、大手商社にそういうことのないようにという警告も出しておる、こういうことでございまして、現行法の中でやれることについては現にやっておるわけでございますが、しかし大豆につきましては、御指摘のとおり、これは何か新しい措置を講じなければ取り締まる方法に欠けるのではないかと、こう思ひます。したがって、いま党やまた政府の一部の動きに應じて農林省としても対応してまいりたい、こういう次第でございます。

○杉原一雄君 いろいろのやりとりから集約しますと、今日のとうふの値上げ、大豆の不足という問題等を通じて、まあ、ある雑誌が書いてゐるように、安上が農政は最終的にこういふ結果になつたんだという結論めいたことを言つてゐるよ

うですが、そのことは是非はとにかくとして、いま農林大臣の所信表明等を通じて、少なくとも、食用大豆については将来自給体制をとりたいという政策意図が明確になったわけですから、具体的に手だての問題、手段の問題ですね、それは先ほどおっしゃるに実に出ているわけですが、国内自給する、食用大豆を。そういう一つの飯に立った場合に、とりあえず全中なり北海道農協が提起したような問題は、問題をおそらく集中的にしようと思ひます。その点について、大臣から先ほど若干の答弁が実はあったわけですが、もう一度、高い視野に立つて、大豆をこれからつくる上において五千八百円では足りないんだと、これは言うまでもないことですが、高能率化しようとする日本農業としては問題にならないという現状もよくわかるわけですが、そうしたものを踏まえて、主産地形成なり技術指導なりあるいは価格政策なり等いろいろあると思ひますが、それを簡単に要約して、これからの大豆生産に備えて農林省はどのような行政努力をするか、努力目標等を明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 第一は、やはり価格面からの刺激の必要があるかと思ひます。それについては、この要望書の中にも触れられておるわけですが、これは農林省としても、できるだけ農家の生産意欲の起るようになしむけるような基準価格を考へたい、不足払いをいたしたい、こういうことが第一でございます。

それからここの稲作の転作対策の中で、できれば大豆生産のほうへ力を入れてもらいたい、こういうようなことを考へておりますが、そのためには土地条件の整備、省力機械施設の導入、種子対策など大豆への転作の促進をはかりたい、かように考へておるような次第でございます。

そこで、先ほどちょっとお答え申し上げましたが、この基準価格やあるいは生産奨励金の問題につきましても、多少専門的になりますのが、必要がありますれば、局長のほうから詳しくお答え

をさせます。
○杉原一雄君 一応わかりました。まだ不十分な点がございますが、後ほどまた時間をいただきます。

モチ米の問題、あと五分でございますから簡単に申し上げますけれども、とりあえず政府当局があるいはタイからの輸入その他で緊急措置を実施はおりになったと思ひます。ただ問題は、なぜモチ米が高騰したか。私も百姓して大正モチをつくった大昔のことを思ひ出すわけですが、モチ米というのはウルチからみれば生産量が非常に少ないですから、モチ米を国内需要に合わせるようにするためには、やはり今後食糧庁等の対策が必要になってくるわけですが、とりあえずなせモチ米が高くなったかということ、これに対しては先ほどの大豆でないけれども、商品相場といひますか、これには商品というものは当然ないかもしれませんが、非常に過熱状況を呈していた、そこで警察庁が手を入れたということがいろいろ伝えられているわけですが、警察庁からその実態把握についてどのような努力をして、長官のところに、かくかくのところモチ米が眠ってあったといったような、摘発的なことを含めて報告があったかどうか。そこで、今後モチ米の問題に対してやはり食糧生産の大きな観点からどのような政策努力をしようとするのか。先ほど私も百姓であるからと言ったわけですが、モチ米は、やはりどんなに努力をしても技術的にウルチより少なくなるというの一般的です、よほどの篤農家は別として。そういう状況の中でモチ米がウルチと対応していく場合には、かなりの価格の問題なり技術指導の問題なりやはり農林当局にはやらねばならぬことが一ぱいあると思ひます。だから、とりあえずいまモチ米はばか値を出す、高騰しておるというところ、それに対する政府のとした処置、タイ米の輸入等、それから、その原因の中で先ほど申したような警察庁の手までわずらわしたという事実等についての具体的な状況、それに対応する長官の考へ方、こうしたものをお伺いしたいと思ひ

ます。
○国務大臣(櫻内義雄君) 私からまず一応お答えを申し上げたいと思ひますが、国家公安委員長から米の買い占めの事実があるように思ひますが、農林省と協力をして取り締まりたいという、そういう趣旨の発言が閣議でございまして、それを直ちに受けて農林省から国家公安委員会の担当官のほうへ連絡をとりました。先ほど申し上げましたように、具体的には警察が直接に手入れをしたとかいうような事実は私の知っている限りではございせん。それは、食糧法に基づいて農林省のほうで調査等のできるものでございするから、そのほうを考へたわけでございます。この問題が起きたのが十四日でございますが、十六日に関係業者を農林省としては呼びまして厳重な警告をいたしました。また、主要な産地及び消費地の在庫状況を調査するというのをいたしましたようなわけでございます。

それからモチ米の暴騰の原因は、言うまでもなく、需給の関係で、四十七年五十七万トンの生産に対して需要が六十三万トン、六万トンほどの不足ということが主たる原因であつたと思ひます。でございます。そこで、この不足につきましまして、昨年の十一月に政府手持ちの一萬七千トンを売却するとともに、本年になりましたも、逐次、放出をする、あるいはタイからの買い付けを急ぐというような措置を講じておるのでございしますが、これからの方針といたしましては、生産者団体等を指導して契約栽培による計画生産を行なわせて、確実に自主流通米として流通させたいと、かように考へております。

あとこまかい点は、長官あるいは局長のほうから説明いたさせます。
○政府委員(中野和仁君) 概略いま大臣がお話しになりましたとおりでございますが、私からあまりつけ加へることがないわけでございますが、なぜこう高くなったかという原因につきましまして、元来モチ米は昔から一年おきに豊凶がございまして、ちやうどそれがこゝし非常に強く当たつてい

たというふうにも思われるわけでございます。そのために、現在、自由米相場等も二割何分か自主流通米に比べまして上がつておるような状況でございます。

そこで、具体的な緊急対策といたしましては、先ほど大臣からお話しありましたように、すでに大手の商社、それから関係の米屋の業界全部に警告をして、もし手持ちがあるならすぐ放出しろというところまで話はいたしております。それからあわせて、消費地、主要な生産地についてのたゞいま調査を始めておるところでございますが、こういうことをやりますれば、まだ騰貴というよりな値段まではいっておりませんけれども、これで若干鎮静するのではないかと思ひます。と同時に、やはり基本的には絶対量が不足する場合には値段が上がるわけでございます。輸入をいたさなければなりません。その場合に、タイその他東南アジアはかなりことは米が不作でございす。なかなか玉が集めにくいといううわさが一時出たために、若干急に二月に入りまして上がったのではないかと思ひます。昨日発表いたしましたように、とりあえずタイと一萬五千トンの話がつきまして、三月から四月に入つてまいりますので、これで相当程度は鎮静するのではないかというふうに思っております。

恒久対策につきましては、大臣が申し上げましたとおりでございますが、そういうふうにして、自主流通米を中心にして計画的に契約栽培をやりますと、どうもモチ米の場合は、こゝし少ないと来年少くもモチ米の場合には、自主流通米でやりますけれども、もし過剰になった場合には自主流通のUターンといつておりますが、食糧庁が買い入れるというところをいたしております。また、不足の場合には、当然これは輸入に待つというところもいたさなければなりません。その場合にはあらかじめいろいろ手を打つて、いろいろな情勢を察知しておきませんとなかなかできませんので、そういう点の情報の収集にも十分努力をしたいというふう

考えております。

○工藤良平君 いまの問題とも関連をしますけれども、この前、ミカンの問題で私保留しておきましたので大臣に、わずかに十分間でありまされども、お聞きをしたいと思ひます。

引先日伊藤局長のほうから、ことしのミカンの生産高の問題について私とずいぶんやりとりいたしましたけれども、私はどうしても納得できせん。いまの食糧庁長官と同じように、過ぎたときには豊作といつて足りなかつたときには裏年といふのです。そんなばかばかしい話がありますか。私は、この前、統計的に四十年以降の数字をあげまして、裏年と表年の統計をとつて、三百三十万トンというものは当然統計上からも出てくるのだ、にもかかわらず、なお表年と豊作が重なつたから、来年度は二五％も下がりますというようになつておつたことを言つてゐるのです。大臣にその点について、この前、計数的に指摘をいたしましたその私の主張と、伊藤局長が説明いたしましたのとどちらが正しいのか、あなたの判断を的確にしたいと思ひます。ミカン対策を立てなければならぬと思ひますから、まずその点を私お聞きをいたしたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) お尋ねは、四十七年度の生産の状況が隔年結果の表年になつた。そうして、天候にも非常に恵まれて三割方の増産をしたのだと、その点について工藤委員のお考えからすれば、そういう天候の關係だけなく、植栽面積その他のいろいろ考へられて、そのほうに原因があるのだといふに御指摘であるのではないかと申すのでありますが、私はそのいづれも原因になつておる、豊作であるとか、天候であるとかそれとも要素である。あるいは予定よりも植栽面積が上回つておつた結果から出てきておる、これも要素として言えると思ひます。したが、いまして、これからの対策の上におきましては、それらのことを頭に置いての対策をやる。たとえば、今後引き続き植栽面積がどんどん進むようではいけませんから、その辺はやはり押さへるべき

である。それから昨年と同じような生産が、ことしはそういうことはないだろうと推定はしておりますけれども、そういう場合に備へて、ジュース、かん詰めへの加工面に、より一そう持つていくように、施策をやらなければならぬというように一応考へておるわけでございます。

○工藤良平君 私は、もう一つ計数的に申し上げますけれども、たとえば昭和四十年のミカンの植栽面積が全体で十一万ヘクタール、そのうち成木園が約六万ヘクタール、その際の収穫高が百七十五万トンであります。四十七年度は、総面積において約十七万ヘクタール、そのうち成木園が十二万ヘクタールあるわけですが、したがつて、それは当然三百三十万トンから三百五十万トンというものが、平均反収約二千七百キロとつてみても、そういう数字はおのずから出てくるわけですが、したがつて、さらにそれが豊作と表年が重なれば、本来計数的に見ると、四百五十万トンくらい私にことはできているのではないかと気がするのです。そういうような計数からいいますと、農林省の伊藤局長がこの前答へたようなかつこうで、また来年は二百五十万トン程度で終るなんといふと、ぼけたことを言つておられます、たいへんなことが起こるといふことを私は指摘しているわけですが、その点、大臣、大豆の問題だつてそう、モチ米の問題だつてそうなんです。減反で一兆二千億も金を使つて対策を講じておるときに、モチ米が足りないその理由を裏年だからなんといふことで、農林大臣、逃げられますか。農民に對して、消費者に對して、そういうことを為政者として言えますか。私はそういうことが残念でしようがないわけですよ。大豆だつて、いま杉原委員から指摘されましたけれども、そういうことを繰り返していつてゐるからこそたいへんな事態が起こるわけでしょう。そういうことを考へて私は、農林省としてこれからは長期予測を的確に行なう。これは農林省の最大の任務だと思つてゐるのです。これをやらなければ農業なんてつぶれますよ。消費者も困るのです。それがまず第一番。

それからもう一つは、この前、堀本委員も御指摘をいたしましたけれども、農林省は、ミカンがたいへん余つてゐるときに、アメリカのジュースを輸入して、それをブレンドして売ればおいしいからいいなといふことを指導してゐるという話も、この前私はお聞きをしましたけれども、もしもそんなことを農林省が考へてゐるとすれば、どこを向いて一体農政をやつてゐるのですか。私は腹立たしくてしかたがないのです。だから第一番目のいふ言ひ的確な予測を立てる、その予測に基づいて的確なやはり植栽計画なり栽培の計画を行なうということがまず前提条件。

それからもう一つは、やはり自由化の問題について、麦や飼料や大豆を自由化してきた。その自由化をした結果というものが、こういう事態が起つてきたわけなんです。これは今後なお一そう予想されることなんです。少なくともやはり、食糧の長期見通しに立つたならば、やはり、できる限り国内で需給をしていくということが前提条件でなければならぬ。でなければ、こういう事態が起こるわけでありまして、そういう点を踏まえて自由化の問題についてもきびしく、アメリカを中心としたそういうことではなくて、日本の農業ということを中心にして、あるいは日本の国内の需給体制ということをまず前提において考へる、自由化についてもきびしい態度で臨むということが、やはり農林大臣としての私は任務ではないかと思ひますけれども、その二つの点について、時問があまりせんから的確に答へていただくたい。これがまたもしも不明確であれば、私は何べんでも追及をしてまいりたいと思ひますから、その点をお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) あらゆるデータの上に立つて、そして見通しを立てる。これは、当然のことだと思ひます。昨年の機構改革の際におきまして、それがために統計情報事務所に改組をさしていただいております。昨年のミカン増産の結果を顧みてみまするに、そういうしつかりしたデータのもとに

迅速な情報提供が行なわれて、そして、農業団体がそれを信頼できるような前提があれば、もっと改善されたんではないか、こう思ひます。そこで、統計情報との關係につきましては、これは、専門語で基準筆の大幅な増加をはかり、予測精度の向上につとめたいと、こういうふうにか考へておるわけでございます。

なお、農産物の自由化に關連しての、濃縮ジュースを入れてブレンドをさせるというお話に触れたわけでありまして、少なくとも、私が就任後に、そのような指示をいたしたことはございませんし、私として、いまオレンジとかあるいは果汁の自由化は一つも考へておりません。○高橋雄之助君 私、現在きつめて深刻になつております家畜の濃厚飼料の問題、さらに、先ほどから杉原委員から質問のありました大豆の問題について、質問とさらに意見を申し述べたいと思ひますが、幸い農林大臣御臨席でございますので、この機会に農林大臣のいわれる決意のほどをお伺ひしたい、こういうふうにか考へるわけでございます。

と申しますのは、一昨年来、いわゆる農産物の自由化のことについていろいろ取りざたされまして、農林省もそれぞれこれに對してやつてこられたことは御承知のとおりでございます。さらにまた、昨年の暮れに至りまして、田中總理が閣議で、いわゆる農産物の二十四品目、さらにまた、工業製品の九品目、これについて可能な限りの自由化を進めたいから、それぞれの關係省は、これについてのいふゆる作業を始めてもらいたいという話があつたといふことで、私もその報道を聞きまして、まことに危機感を感じたわけでございます。したが、いまして、大臣をはじめそれぞれ關係の方々、この自由化に對しての真相をただし、さらにこれに對する反対を申し上げたことも御承知のとおりであらうと存じます。ところが、ここの二、三日前に、また總理大臣が、今日の為替変動制その他のいろいろな關係に基づいて、農産物の自由化の問題を再度発言されておられるわけで

でございます。このことについて、農民はまことにいま一喜一憂の感でございまして、一体どうなるのかというような不安の念に日々かられておることは御承知のとおりでございます。この問題について、農林大臣は、総理からこのように受けとめてされましたことについて、どのように受けとめておられますか。この二十四品目の問題等についての事柄について、大臣は省内においてどのように結めておられますか、そのことについてお伺いいたしたいと思ひます。まず、その点お願いします。

○国務大臣(櫻内義雄君) 当面のお話を申し上げるのについて、ちよつとこの経過を御承知願ひうがよいと思ひます。

昨年暮れに、農産物の自由化を含めての検討の話が出ました。これは大蔵大臣が閣議で第三次円対策というものと、こういうことを言われることによって、その中に自由化問題も含まれたということでございますが、私は、これに對しましては、その後、自由化問題の一番当面の相手になるのがアメリカである。そこで、米國と日本との關係で、ほんとうに自由化の必要があるのか、ないのかというところで、一つ一つの問題について詰めていきまして、たとえばジュース、これを自由化しても、アメリカははたしてブラジルのジュースと競合できるのか、あるいは雜豆などについて自由化して、これからの日中の貿易が進んで、アメリカのためになるのか。肉は一体、子牛を五千頭入れても、これはアメリカの強い要望でやつたが、アメリカのものは入っておらぬじやないかというように、一つ一つ詰めていきまして、ちやうどまたミカン問題も起こりまして、ミカンのこういう問題が起きておるときに、アメリカが、オレンジや果汁の自由化を求めてくるということが、それがほんとうに日本を理解するものかどうかというところで、これはもう対米關係としては、自由化問題はないと、私はその必要はないと、こういうことでずっとまいりまして、そのことは大かた關係方面で理解されておったと思うのであります。今回のドル切り下げ、変動相場

制への移行に伴って実質的な円の切り上げをして
おる。また、円の切り上げを控えておるといふこ
の段階で、重ねて自由化問題についての検討をし
てみるというような問題が起きたわけでございま
す。

私はこれは別に農産物の自由化を強要されたものとは思っていません。円の切り上げ、あるいは対策よろしきを得ずに再び切り上げにいくような問題を起こしてはいけません。そのためには、現在自由化されてないもので、国内対策が十分できるかどうかの検討をそれぞれすると、こういうことで、これを、検討はできませんというわけにはいきませんから、まあ、こういう話が出たというところで一応の検討はいたすように省内でも話し合っておるわけでございます。しかし、それはあくまでも、正直に申し上げて、私としては、国内的に対策があるかどうかというところを見きわめたのでございまして、それじゃ、いまの農村の、また、農業の実情からして、自由化をすることが、大局的に見ていいものかどうかということになってまいりますれば、私は絶対に、そういうことについては基本姿勢として反対である。農村のいまの政府に対するいろんな不信感というものを、これを払拭して、そして農政を進めることが私に課せられた一番の責任であると、それは、前段で申し上げました問題のときから鋭意つとめておるところでございまして、今度の問題が起きても、私の基本的な考えとしては、それはどうも変わっておらないのであります。ただ、一応の検討をせよというのを、それは検討はできませんと言うことがいかにかかと思うので、いずれいろいろと検討した結果を、それはおそらく、こうこうこういう事情で、一つ一つのものについてむずかしいという結論が私は出るものと思うんです。それを申し上げればいい、検討が即自由化をするため、というふうには考えておらないのであります。一つ一つの問題を詰める、私は、一つ一つが全部大きな壁にぶつかるものとおっています。それを率直に言ええと、こういうふうにしており

此。

○高橋權之助君 大臣の非常に強いお考えの御意見があったわけでございますが、しかし、一國の總理が何回も、いわゆる自由化の問題に対して発言されておることを考えますと、われわれは、やはり一國の總理がそういう発言をしておるんですから、これはあるいは自由化に踏み切るということを非常に心配しますし、そうではないかということを非常に強く考えるわけでございます。何といったも、總理が強くそれを踏み切った場合において、いまお話があったとおり、大臣はこれに對して、やはりいろいろな意見は申し述べられましようけれども、最後まで、これが反對して通せるかどうかということを非常に心配するわけでございます。そういうことで端的にこれを申し上げて、まことに失礼でございますが、もし總理があくまでもこれを自由化するということに踏み切った場合においては、大臣はどのような処置をされるか、いわゆる責任をとられるか、この点をひとつ率直にお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(樞内義雄君) これは別に私は、あまりこまかく神経質にはなつておらないんです。三十三品目のうちで、なるほど農産物が非常に多いわけでございますが、それぞれ検討をするのでございますから、その検討の結果の結果で——その多少のことを申し上げては行き過ぎかと思いますが、いろいろと結論が出るものと思うんですね。そうしたその結論のつとつての総理の判断が下されるものと、こう思うのでございまして、私は先ほど申し上げましたように、農産物に関する限りは、私の見通しとしては、いろいろ検討をしてみて、非常に大きな問題が総合的に必ず出てくるものといまそういう見通しに立っておるのでございまして、それをも押し切つての何か措置といふことはいまこでは考えられません。

○堀本宜実君 関連。

ただいま大臣のお話を承って、安心をしていいのかと思っておるんですが、この機会に、いまのような御決意であるならば聞いておきたいと思ひ

ますが、ただいま、アメリカのカリフォルニアにあります大きなミカン会社、サンキストの副社長が、この四、五日前から日本に来ております。

そうし、全農なりあるいはいまアメリカにおります宮脇中央会長なりに、サンキストと日本の農業協同組合がジュースの販売業、いわゆる企業として合同合併の企業をやろう、出資はサンキストから一〇〇％出そうということのようでございます。これはどんなに器用なことを言いましても総理が下知をした、いわゆる指示をした、そのことができる、できないということよりも、現実には相手が出来て相談をしておるわけで、これは足立農林大臣のときに突如として起こってきた問題でございます。順次、お話を申し上げたほうがいいのかもしれませんが、時間がございませんから、それは省略をいたします。足立構想の一番初めは、アメリカ全土の果汁をつくる会社と、日本の果汁をつくっておるいわゆる農業協同組合とが、合併で企業をするということについては、日本政府は許可をしてもいいということについては、日本政府は許可をしてもいいというようにことを言ったと思うのです。ところが、いまアメリカはサンキストだけが代表で来ておるので、合併だとは思われません。これは一つの単位会社でございます。それです。また、日本におきましても、農業協同組合といながらも、これは総合農協もございまして、専門農協もございまして、こういうところがすでに十何件ジュースをつくっておるのでありますが、そういう単一でない、複数でなければ許可をしないという考え方に立っておったものが、総合農協なら総合農協だけの全農と契約をして企業化することでございますれば、それはほとんど単独に総合農協だけにとどまるわけでございます。この問題についてどのようなお考えを持っておられるのかどうか。

これはどこかでブレンドしたジュースを飲んでみたら、たいへんうまかった。ジュースというのは品の違ったものをまぜると、かおりが出てきて、味が出てくるというような言い方をしておるのですが、アメリカのジュースをつくる製法、い

わゆるジュースをつくります方法と、日本がジュースをつくります方法とは、方法が違ふのです。御承知のように、アメリカでは熱処理はしないのです。日本では清涼飲料水をつくる方法でジュースをつくるわけですね。これが九十三度にぬくめるわけですね。あるいは八十度で三十分間熱するわけですね。私はジュースをかんして飲むものというのを聞いたこともないのです。ジュースかんというやつですが、そういうことをする国で、いわゆる技術はきわめておくれとおつて、それを振り返つて改正しようとはしない。どこかで飲んでみたいへんうまかつたというので、ブレンドしたらうまいのだという考え方でいきますことは困ると思ひますが、どうかこの点についてお答えいただきたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) たいへんおつけないお答えになるので恐縮なんです。確かにサンキストの副社長であるのか、だれかが来て動いておられることは耳にいたしました。しかし、当面この問題については、宮脇全中会長がアメリカに行かれてお話に触れられておるといふことも聞いておりますから、できたなら、やはり宮脇会長が帰られてから、直接私はいろいろ聞いてみたいと思ふことが一つです。

〔理事初村龍一郎君退席、委員長着席〕それから、具体的にサンキスト一〇〇%出資のジュース工場をつくることについては、すでに堀本委員より御承知だと思ひますが、このジュースの關係は、五〇%以上は、これは外資導入は承認を得なければならないんですから、ですから、そういう段階があると思ひます。したがって、かつてにいまつくられるというわけのものでない、こう思ひます。

それからもう一つ、足達農林大臣の當時に、ブレンドする問題について、いろいろ前大臣の御意向もあつたようでございますが、その後の日本のミカンのいまの状況、特に政府は相當な緊急対策を講じておる段階におきまして、ジュース工場をここで作る問題、あるいはオレンジの自由化

という問題というものは、おのずから客観情勢は違つておると、こう思ひます。先ほどの大臣の非常に強い御発言を私は承りました。

私は、まれに見る大臣として、後世にその名を残すようにひとつお願いをしたい、このことをお願いしておきます。

飼料の問題でございますが、今日は、全国の酪農民が集まりまして大会を開催しておるような状況でございます。この飼料の価格問題でございます。なぜ、このように非常に変動が激しいかという問題は、いまさら申し上げるまでもございせん。

四十四年以來ながめてみますと、四十四年には八百三十七円値下げした、こういう経過でございますが、さらに四十五年に至りまして千四百円、これは四月でございますが、さらにまた同年の十月に二千二百七十円という値上げをいたしました。合計三千六百七十円の値上げがあつたわけでございます。そういうような経過をたどりまして、四十六年に至りまして、この秋でございますが、トシ千八百五十円の値下げ、さらに四十七年の一月に二千三百円の値下げ、また四月には千三百円、このように三回にわたつて値下げが行なわれました。これは、アメリカの作況その他に見る状況その他のいろいろな条件が重なつたことと思ひますが、合計して五千四百五十円の値下げがあつたわけでございます。このときあたりましては、畜産農家は一応愁眉を開いて畜産に精を出そうという気がまえたことも事実でございます。ところが、そういうような愁眉を開いた間もない時期に、四十七年、昨年の秋でございますが、海外の作況並びに諸般の悪条件によりまして、飼料の原料価格が急騰してまいつたわけでございます。

したがつて、今年の一月一日から全農連の配合飼料がトシ三千二百円、さらにまた高騰を続けております。今日、三月一日から四千八百円、これを値上げするということに決定になっておるわけ

でございますが、それにとどまらず、さらに六月以降この秋までに何回かの値上げをしなければならぬ、いまの状況では、したがつて、その見通しは合計して一万円に近い値上げをしなければならぬという状況でございます。

こういうような状況でございますから、酪農民は非常にこれは困惑しておるような状態でございます。特にまた、鶏卵にしましても、ブロイラーにしましても、豚肉にしましても、牛乳にいたしましても、牛肉にいたしましても、こういうような値上げによりまして、当然、これは消費者価格を上げなければならぬという状況下にあります。かりにトシ千円の値上げをするということになりますれば、鶏卵にいたしましても、一キログラムが三円、あるいはブロイラーも同じ、豚肉も牛肉も同じでございます。牛乳にいたしましても二十五銭の値上げ、これが一万円ということになりますれば、この十倍になるということでございます。こういうような状況でありますれば、これは全く畜産酪農民は、もう破滅の状態に追い込まれるというやうなことでございます。これに對しては、政府といたしまして、いろいろ緊急的な対策を講じられつゝあると思ひます。先ほどお伺ひいたしたと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 飼料の値上がりについては、非常に影響が大きいので、憂慮いたしておるわけでございますが、まずお尋ねの対策につきまして、三月から六月の本来からいうと、上期に集中というわけでございますが、もう二カ月たつておりますから、三月、六月に集中的に、政府操作飼料の麦類約二十五万トンの売却を行なうと、それから古々米につきまして、約五十万トンを集中的に売却すると、そのことによつての効果を期待しておるわけでありまして、それから御承知の全農、全酪で、安定基金がございまして、それによつて値上げをカバーしておるといふことでございまして、この安定基金が十分活用されるように、政府としても支援したい。その中身といたしましては、出資がいいのか、融資がいいのか、まだ煮詰まつておりませんが、何らかの積極的な安定基金への援助は、これはいたしたい、こういうふうに考えております。

なお、畜産農家のいろいろこうなる影響につきまして、低利の融資によつて一応つないでもらうというやうなことも考えておりますが、これらのこまかい点につきましては、現在大蔵省と折衝中でありまして、担当局長のほうからその模様を申し上げることをお許しいただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、政府としてのとり得る措置はここで緊急にいたしまして、値上げを幾らかでも、その幅を押えるようにつとめてまいりたい、こういう所存でございます。

○高橋雄之助君 いま大臣から御答弁がありましたが、とりあえず緊急に——えさのいわゆる放出の問題、さらにまた値上げに對するところの金融の措置、あるいは基金に對するところのいわゆる政府のてこ入れ、こういうお話でございましたが、これは緊急にひとつその点を酪農民、あるいは畜産農家が安心のできるやうな形の中で実現してもらひますことを強くお願いしておきます。特にいまわが国の畜産振興については、国も非常に力を入れておる状態でございますけれども、それがなかなかそういうやうに進んでいない。かりに、全国の酪農の關係において考えてみますと、三十八年には四十一万七千六百戸といふやうな酪農農家があつたわけでございますが、それが四十七年においては二十四万三千戸、このやうに減つてしまつております。さらに四十八年度を考えると、まだ一割程度減るだらう、こういうことでございまして、ことに北海道は稲作転換で、酪農に変わられ、畜産に変わられ、こういうことを盛んに強く言われておる中においても、三十五年には六万三千——約六万四千戸あつた酪農家が、

今日二万九千戸、このように激減しておる状況でございます。頭数は、かなり多頭化の方向に行つていますから、頭数はかなりありますけれども、酪農民そのものが減つてしまつてゐる、こういうことでございます。その他の畜産農家も同じようなことがいわれるわけでございまして、政府の施策と実態とがこのような食い違いをしておるといふことに大きな問題があるわけでございます。えさの問題ばかりではなく、いわゆる経営拡大による大きな資金に対するところの借金、あるいはその他のいろいろな経費、——さらにはえさの問題、いま申しましたような事柄が積み重なつて、このようなことになっておるわけでございまして、いかに政府が畜産振興を唱えても、現実とは全く反対の方向に進んでおるといふのが現実でございますので、この点を十分ひつとつ考への上、さらに今後の対策を練り直してもらいたい、このように考へるわけでございまして、

時間がもうすでになくなってありますが、まだまだたくさんあるんでございすけれども、以上申し上げまして、緊急対策と今後の対策について、えさの問題も——稲作転換に伴うえさのいわゆる増産奨励、これなどもいろいろと施策を講ずれば、これはできることでございます。デントコーンあたりでも、どんな水田にやらしておる。北海道あたりは特にこのデントコーンの生育がよろしいわけでございすますが、これに対して機械その他のいろいろな対策、その他の具体的な対策を進めますると、いわゆる自給率が非常に高まるわけでございす。こういう点もひとつ思い切つてやってみてほしいと思つてございすますが、たとえば食糧全体の問題、えさの問題、これは関連することでもございすけれども、いま世界的にこういうような状況でございす。

米の問題も韓国をはじめとして、各国が日本の米をほしいというので、非常に強い要請があることも大臣御承知のとおりでございす。そうしてまた、いまモチ米を入れなければならぬ。さらにはまた今後十年、十五年たちますると、人口

の増加というものは非常に激しいわけでございす。二十五年たつと、いまの三十六億の人口が七十二億になる、あるいは七十四億になるといふてゐます。そういう状態の中で、世界的な食糧の問題がこの際非常に大きく台頭してきておるわけでございすから、私はそういうものに対応して、場当たりでなく、やはり今後に対応して、思い切つた措置をしなければ、日本の食糧あるいは飼料の対策は全く窮地におちいる、こういうことを私は端的に申し上げたいわけでございす。そういうことでございすので、ぜひともその点よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

大豆の問題、先ほどのような質問がありました。昭和三十六年にこれはいわゆる自由化、全く自由化されたわけでございす。そういうようなことを考へますと、自由化にあたりましては、ぜひ強い反対があったわけでございす。大豆を自由化されたことが、非常に農民が受ける影響というのはいさゝか大きい、こういうことがあつたわけでございす。そのときにはやはり政府もその点については十分生産対策、保護対策、いわゆる不足払い、こういうものに全力をあげる、だからこれを自由化することを了解してもらいたいという国会の答弁もありましたし、団体に対する言い分でもあつたわけでございす。ところが、なるほど三十六年についてはいわゆる交付金あるいは不足払い、その他についての予算として三十億取つたわけでございす。こういうような金を政府は取つてくれました。三十億という金はかなりの大金ですから、政府もほんとうにこの点については力を入れてくれているなあ、こういう考へを持ったのでございす。しかし結果としては、八億二千万しか使つてない、これは大豆、なたねを含めてです。大豆、なたねを含めて三十億の予算を取りながら、八億二千万しか使わぬ。単なるペリテリ方式による計算その他によつてはじいた大豆の価格に対するいわゆる交付金に過ぎない。生産対策その他の問題には何ら触れていない。そして二十億七千万という金は余して

る。その後ずっと見ましても——時間がありませんから省略いたしますが、その次の年は十七億、十四億、こういうふうに残しておるのです。私は、大豆を——やはり国内で、国民の生活の中で、あるいは家畜の生活の中で、その日に米を食べなくてもパンを食べておる。いわゆる大豆を原料としたみそ、しょうゆ、あるいはとうふ、納豆あるいは味噌、これは必ず食べておる。むしろ米よりも重大な主食でございす。数は米ほどではありませんけれども、それは重要な国民の必需品であるものを軽視して今日に至つておる。その責任は私は政府にあると思ひます。こういうようなことを言ひ切つて、やつておるにかかわらず、まさに今日にはまことに微々たるものに過ぎない。こういうような状況が今日の大豆、なたねの現状でございす。なたねは全くその影をひそめておる。大豆は需要の四割しか生産していない、そういうようなことでございす。そういうようなことを考へますと、やはりこれは国内で自給率を高めて、そしてやはりいろいろな問題のあつたときに、国内である程度調整ができる、こういう見通しの中でやらないと、単なる、えさにしても外国の耕作——いわゆる日常の食糧にしても、外国に依存すればよろしいと、いままでするあるいは経済界でいろいろ言つておることを農林省はそのまま行なつておる、そこに問題があるわけでございす。この際、ひとつ思い切つて、やはり国の将来、いま申し上げましたとおり、人口の増加に伴う食糧不足が目の前にあるわけですから、そういうことを真剣にお考へになつてやつてもらひたい。

昨年の基準価格をきめるときにおいても、私は団体からの強い要請がありました。やはり価格に対して七千何百、そして二千万の奨励金をつけてくれと。これも長くは要らない。いわゆる大豆が相当作付できる、定着するまでの間、一俵二千万の奨励金をつけてもらひたい。われわれもそれを引き受けていろいろやりましたけれども、いろいろ問題がありまして、なかなかその実現が

できなかった。しかも大豆は五千八百円に基準価格がきまつた。そういうような中で、今日、北海道の産地でもつて、すでに六十キロ一万二千元。東京へ来て一万五千元、一万七千元、あるいはそれ以上にいわゆる相場が立つておるといふ状況でございす。五万トンのもので冷やすといひましても、その五万トンはいづれまた消化されましよう。いろいろアメリカ、中国の問題も言つておりますが、そういうような他方本願的なものも考え方は、いづれ大きな問題があらわれてくる。こういうことをお考へになりまして、やはり本年の春、これはもう九月、十月に収穫になります。九月のあるいは十月の収穫の時期にあたつて、交付金の関係から基準価格をきめるといふことは、今年作付する意欲がわかないのです。したがつて、三月中に、いままでの制度がありますけれども、その制度は変えればいゝんであります。ですから、この作付前に、本年の大豆はこれこれの価格にきめよう、それで、国は、いま申し上げたようなことでございすから、国民全体のために使う金です、国民全体のために使う金で、生産者ばかりではありません。したがつて奨励金を二千万なりそれ以上のものをつける、こういうことで大豆の一大増産運動を展開する、こういうことにひとつお考へを願ひたい。このことを特別にお願いするわけでございす。幸い、大臣おられますが、私が申し上げたようなことについて大臣はどうお考へになりますか、お伺ひいたします。

○国務大臣(櫻内義雄君) 大豆についての御意見は十分理解できます。また同時に、私としては昨年の国際的な不作というものを受けて、日本のこれからの農産物に対してどう考へていくか、非常にいい転機がきておるように思ふのであります。また同時に、ただいま申した述べられましたが、農林省の一番大きな目標が食糧の安定供給と、その安定供給に支障のあるような事情というものがここにいろいろあると、こういうことは当然われわれの責任でございす。これを安定供給のできる方向へ変えていくということがわれ

われの使命だと、こう思うのであります。そういう基本的な考えの上に立ちまして、大豆の生産については現在四割のほんのわずかな自給率である。これを少なくとも食品用のものについては、すみやかに自給できるように持つていくのが、お話しのような、とうふとか、みそとか、しょうゆとか、生活必需品に最も関係があるのでございいます。昨年十月の試算からいって、五十七年で一二割の自給率で、食品原料用が七九割と、こういうことでございいます。これは相当権威ある方々によってつくられたものでございいますので、私は十分尊重はしてまいりたいと思ひますが、しかし、昨今の諸情勢を勘案いたしまするときに、もう少し自給率を高めるべきではないか。また、食品原料用は、できれば、一〇〇%近いところへ持つていくようにするのが、この際、私としては考えたいところでございいます。

そこで、四十八年度の予算の上におきましては、特にことは、米の生産調整では転作に力を入れよう、こういうことで、その転作も主として飼料の關係に使おう、こういうことでございいます。この辺は、ひとつ高橋委員にも御理解をちょうだいしたいと思うのでございまして、御指摘のありました、大豆増産のための各種の施策に、もっと積極的に手を打っていくということにつきましては、私も全く同感であるということをおし上げておきます。

○河口陽一君 時間がたないようですから、はしょって個別的に申し上げます。

私は、前段に申し上げたいことは、日本農民は、今日ほど農政に対する不安と不満を持った時期はないと考えておるのでございしますが、そこへさらに自由化というような問題がおおいからさつてまいっております。大豆の値上げ、アズキの値上げ、さらに米の値上げ、モチ米も値が上がつた。この値上がりは農民のふところに入つておれば、私はある程度満足するんですが、これはことごとく農民の手に、ふところに入つていないとい

う、こういうところに農政の貧困さを訴えられると考えておるのでございいます。昭和三十六年でしたか、農業基本法をつくったときは、今後、日本の農産物を自由化に対応するために、あの農業基本法が基本的につくられたと私もは理解をいたしておりますが、結果的には、御案内のように、日本の高度経済の成長にそれが全部吸い取られ、農民は現状維持に、もうきゅうきゅうとしておるという現状でございいます。農業基本法を非難する意見は私はございせんが、自由化までに到達する役目を果たさなかつたということに、非常な不安と不満を持つような事態を生んでおると考えます。いろいろ農政に対する意見も申し上げたいんですが、そういう経過の中にあつて、今回ビートに対しては非常に農林省も積極的に関心と取り組んでいただき、昭和三十三年に砂糖と大豆の自由化が行なわれる。今日になってみて、大豆は四割の生産、ビート糖に至つては、当時十四、五万トンであつたものが三十五万トンに余る生産が達成される。こういう経過を見ますと、この自由化に対応する対策も、十分ひとつ両者を比較して御検討いただかなければならぬと存じます。

いろいろ申し上げる時間がないから、そういう問題点を指摘して核心に触れたいと存じます。が、昨年は異常天候でビートの一大増産が達成され、北海道の反収ビート量は世界の第二位と言われ、北九州を凌駕するだけの品種改良、栽培技術というものが向上いたしました。これはビート価格というものが安定しておることに、農民が意欲を持つて取り組んだ成果と言わなければならぬと存じます。まあ、そういう成果をあげたんですが、これは暖冬異常で、いまだかつてない、農家から出荷されたビートが、パイルされておる段階で腐敗をいたしておるのでございいます。これが畑で腐敗したのであれば、これは災害対策で取り上げて十分対応する対策が検討されると思ふんですが、残念なことに農家からすでに出荷され、代金は受け取つてしまつた段階で、流通段階というか、加工段階で腐敗をした。その損害額が

四十二億円と言われているわけですが、きびしいこのビート行政の中で、加工賃にいたしましても、生産費にいたしましても、しさいな試算の上に立つてこれが運営されておるために、工場等においても、企業等においても余力が全くない。そういう段階でこういう事態が起きた。

先般来いろいろ陳情申し上げて、過去において市価参酌の問題が非常に大きく取り上げられ、従来市価の七〇%しか計算をされておらぬものを、生産者並びに企業は、一〇〇%参酌をしていただきたいという要請を重ねてまいりましたが、今回、農林省の御努力によりまして、急遽九〇%まで参酌が行なわれるということに対しては、私はこの席から厚くお礼を申し上げます。ビート対策に対する農林省当局の御熱意に敬意を表する次第でございまして、この市価参酌によつて、ことしのビート糖の恵まれる金額は十九億円といつております。しかし、一方、ビートの腐敗のほうは、四十二億円の損失という計算を業界から出されておるわけにございまして、このきびしいビート製造業に於いて、この損失を補てんする力は全くないといふことは考えておるので、これらに対する農林省は積極的なひとつ御研究をいただき、対策を立てていただきたいという意見を申し上げる次第で、先般も私は、北連の中斜里工場、日甜の帯広工場等を視察をいたしてまいりましたが、畑で腐つた分は人手で選別をいたしたものを、工場に運んでこれを水洗いをする、さらに腐つたものがある。それを手より選別をいたしている。中斜里工場では、一日三千七、八百トンの処理をいたしておりますが、一日三十トンぐらいずつの腐つたビートをより出さなければならぬ。手間はかかる、製品は非常に歩どまりが低下する、まあ全く同情すべき状態であり、日甜の工場は二千トンまで切つておらぬようでしたが、こども、一日十

三十六年に、こういう水ビートのような状態がございまして、そのとき私は当事者でございましてので記憶いたしておりますが、あのビートを断してタワーに入れると、それが溶けてしまつて、のりようになって、砂糖の回収に非常に苦勞をしたときがございまして、そういう水ビートでも、天候の關係で腐らずに済んだんですが、ことしは年前に雨が降つたり、あるいはあたたかいために、寒くなつたために、これらの水がビートの中に浸透して腐敗したと聞いております。非常に天災的な要素が多いので、これらに対する農林省の今日まで研究された対策、今後の対策等、大臣を含めて局長の御意見がありましたら承りたいと存じます。

○政府委員(池田正範君) ただいまの河口先生からお話ございました現地の実情、私も非常に心配になりまして、この三日から七日までの間に日甜の芽室、美幌の両工場、あるいは北連の中斜里、北連の北見、本別といったところを、ずっと歴訪いたしまして現場を見てまいつております。確かに御指摘のように、いわゆる俗に言うろうそく病といふものが、ろうそくビートが非常に多く出しております。そのために機械の目詰まりを起すといふような形で、全体としてかなり収量に、製品の歩どまりに悪い影響が出てきています。これは、そのとおりであらうかと思ひます。特にてん菜の生産量自体が、当初見込みました二百四十五万トンに比べて二百七十六万トン、大根の目方買いをいたしておりますから、農家自体としてはそれでいいのでありますけれども、中の砂糖分が薄いといふことで、これを買いました工場自身がロスが非常に大きくなつた、あるいは歩どまりが低下するといふふうなことから非常に困つておるわけにございいます。

そこで、実は最近のいろいろな実情の中で、一つは糖価安定の制度の中で、これも輸入糖との関連で、一定の安定帯をきめて政策を実行しておるわけにございまして、その市価が必ずしも他の農産物に比べて高くないといふふうなことから、ただいま御指摘いただきましたように、とりあえずの対策といたしましては、市価参酌率を九〇%に

引き上げることによって、当面の対応策を考えたわけでございますけれども、しかしながら、歩どまりの悪化の面につきましても、最近の暖冬状況から、かなり材料の分量がふえて、こなすのに時間がかかるというふうなことで、いまの状態でございますというところ、おそらく三月の十日過ぎくらいまで、平生からいいますと、おそらく一週間ないし十日くらいいよいよ先になりませんというところ、全体の製糖の結果が出てこないという状態にございます。したがって、私どもとしては、それらの結果を待ちまして、十分地域別の問題点も洗い出しまして、全体の対策を検討しなければいけないというふうに考えております。

ただ、一つだけ申し上げておきたいことは、これはいわゆる農家が売り渡す大根の価格は、安い、高いの問題ではなくて、たまたま買った大根の歩どまりが非常に悪いために、製糖会社自体の採算が非常に悪化する。これに対して、何らかの形をとらなければ、これに売り込んでおるところの農民が非常に安定した生産ができないのだというところの問題があるわけでございます。したがって、毎年毎年私どもとしては、これは事前にビートの価格をきめます際に、一応の歩どまりなり、ロスなりを見込んで、それに平均的な製造経費を見込んで対策を立てておるわけでございますから、そこで、大根の歩どまりが、時によってはい、時によつては悪い、これは農作物でございますから、当然変動が出てまいるわけでございます。会社側はそれを買うことによってある場合には、当初見込みました歩どまりよりもよい場合もございます。そういう場合には、当然ある意味での余裕が出てくるわけでございます。ところが、このしのようなことになりまして、逆に悪くなる。そこにある程度の幅が、企業採算上、のみ込める幅と、農作物の天候に支配される部分の不安定性との相関で、のみ込めるか、のみ込めないかということがきまってくるんだらうと思ひます。

そういうふうな企業の独自性の問題もございまして、そういうことを含めて、十分ひとつ検討した上で、これは買入先の砂糖会社が全部つぶれてしまふということになりますと、北海道のビート農家が非常に困るわけでございますので、そこいらは十分頭の中に入れて、対応策を考えてまいりたい、そういうふうなことを考えております。

○塩田啓典君 それでは、時間もだいぶたちましたので、質問も要点をやりますので、答弁のほうもひとつ要点だけお願いしたいと思ひます。

最初に、これも非常に緊急な問題でございますが、二月十二日に、何者かによつて日本海に大量の油が不法投棄されました、これが鳥根県の東部海岸に二月十二日の朝潮着をし、漁民の通報によつて初めて海上保安庁も知つたと、そういうような事件があつたわけでございます。油の量は、県の発表では三百トンとも一千トンとも言われ、漁業被害は数億円出ている、このように聞いておるわけでございますが、海上保安庁は、犯人の捜査に全力をあげておるようでございますが、犯人がわかつたのかどうかその点、簡単にいいです。

○政府委員(紅村武君) お答えいたします。実は、まだ本件につきましては、捜査中の段階でございます。詳細な内容を御説明申し上げますことは、ちょっと控えさせていただきます。でございますけれども、現在私どもが考えておりますのは、当時沖合を通行いたしました内航のタンカーというものがまず可能性が大きいのではないかというふうに考えております。それからさらに内航タンカー以外に、たとえば陸上のタンクを洗った油を流したというふうな可能性もまだあるのではないかと、これも考えられます。それから、これは未確認情報でございますけれども、実は十二月より相当程度前にもある程度の浮遊油を日本海の沖合で見たと、未確認情報もございまして、そういう未確認情報も考えます。実は非常に捜査の範囲が広がつてまいります。そういうことで、私も現在鋭意捜査をいたしておりますけれども、まだ実は具体的な目星はついていないという段階でございます。今後とも鋭意捜査を進めたいと思つております。

○塩田啓典君 それでは、いまも話がありましたように、二月の十二日の朝、海岸に着いてわかつたわけでございますが、実際は前日の昼ごろ油が流れておつたというのを確認している船もあるし、あるいはずっと前に流れているというふうな情報もある。ところが、そういうのが海岸に着かなければわからない、こういうことでは、まことに非常に困ると思ひます。私も先般、境の海上保安部へ参りましたところが、あそこは巡視艇が二隻ございまして、四百五十トンの「へくら」というのは昭和二十六年の建造、もうすでに二十年以上たつておるわけですね、スピードは十二ノット、二百七十トンの「ながら」というのも、昭和二十六年建造で十二ノットである。それから巡視艇は十五メートルと十二メートルがあるわけですが、十五メートルのは昭和四十五年にできて十六ノットでございますが、十二メートルのは戦前のやつを昭和四十三年に改造して、現在スピードが十三ノット。この巡視艇は風速十メートル以上が出ると湾外に出れない、そういう状態ですね。そして飛行機も全然第八管区、日本海側にはないわけですね。こういうことでは、もちろん非常に限られた予算の中だと思ひます。ですから、われわれは自衛隊の装備に比べて、あまりにもこういう点が手薄じゃないか、これではまことに海の上は無防備状態と言わざるを得ない、そのように思ひます。この点については、海上保安庁としては今後どうしますか。

○政府委員(紅村武君) 申し上げますまでもないこととでございますが、この海上公害の問題につきましては、現在、海上保安庁といたしまして、最も重点を置いておるものの一つでございます。こういたしました観点から、私も昭和四十三年度から五カ年計画でタンカーの交通量の多い地区からこういふ、具体的に申し上げますと、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海といったところから、重点的に整備を始めてまいつたわけでございます。そういうふうなことで、実は日本海側は、先生御指摘のように、若干手薄な面があつたということとは

否定できないところでございまして、こういった重点的な地区が一応整備の目鼻がつきましたので、私どもといたしましては昭和四十八年度以降からは、ただいま申し上げました地区以外におきまして、日本海をももちろん含めてでございますが、タンカーの出入の比較的多い港を中心といたしました地区につきまして、流出油防除体制を強化いたしますために、三十の海上保安部署にオイルファンズ、それから油処理剤といったようなものを四カ年計画で整備してまいりたいというふうに考えております。それで、この三十の海上保安部署の中に、日本海側は八カ所が含まれております。

それから現在、日本海側に配備されております巡視船艇でございますが、これはただいま先生御指摘ございましたように、実は非常に老朽船艇が多いわけでございますが、現有勢力といたしましては、巡視船が十四隻それから巡視艇が二十六隻日本海側に配属いたしてございます。しかし、このうちの実は約半分ぐらいが、これは海上保安庁が満足当時、当時非常に資材も悪うございまして、それからまた、占領下でもございまして、性能上の制約というものがございまして、そういう条件のもとに建造されたものでございまして、御指摘のとおり速力もおそく、装備も非常に悪いという低性能船艇でございます。これにつきましても、現在私どもとしては、鋭意こういふ老朽船艇を、できるだけ早く代替建造を行ないまして、いい船にかえてまいりたいというふうに考えております。四十八年度におきましても、相当の予算が認められておるわけでございます。この予算の中から、日本海側には、四十八年度では三隻ぐらい巡視艇が代替できるものというふうに現在私どもは考えております。

それから、なお航空機の関係でございますが、これも御指摘のように、現在、日本海側には新潟に航空基地があるだけでございまして、しかしながら、広島に航空基地がございまして、ここには固定翼航空機もおりますし、それからまた羽田には

YSが二機あります。こういった航空機を効率的に運用することによりまして、できる限りの効率をあげてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○堀出啓典君 水産庁長官にお伺いしますが、日本海は最近イカ釣り漁船も非常にふえているわけですね。大和堆という、これは日本海のどまん中のあたりでございますが、ここに多いときには八百隻ものイカ釣り漁船が操業しておるわけですね。それで現在、たとえば境の港から十二ノットの船で参りますと、二十四時間かかるそうでございます。こういうことでは、漁民の生命を守る上からも、あるいは急病人が出た、けが人が出た、その場合でも、海上保安庁としても非常に弱いわけですね。私は、そういった漁民の——遠く日本を離れた海上で操業している漁民の生命を守るためにも、やはりこういう海上保安庁の体制は強化すべきではないか。これは水産庁長官としても強力に推進していかねばいけないんじゃないかと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(荒勝廉吉) ふだんから海上保安庁のほうに漁船の安全につきましては、特にお願いいたしまして、北は遠くオホーツクから南のほうまでお願いしておるわけですが、このほか水産庁といたしまして、ふだんから多少取り締まり船等を持っておりまして、共同いたしまして、こういう取り締まりを中心としながら、なお漁船の安全につきましては、その一助にしておりますけれども、私たちがいたしまして、なお水産庁も船の強化をいたしまして、こういった事故のないように今後極力努力してまいりたい、こういうふうに思っております。

○堀出啓典君 農林大臣に要望いたしますが、これは農林大臣の出身県の島根県のことでもあるし、また、これは海上保安庁の体制を強化していくというところは、やはり国全体の姿勢の中で考えていかなければならない問題でもありまして、そういう点で農林大臣は、水産方面についてもこれは権限があるわけですから、そういう立場から、

これは海上保安庁の監視体制の強化とともに、そういう漁民の海難救助の面からも、これはさらに強力に推進をしていかなければいけない問題ではないかと思ひますし、そういった点、今後ともひとつ大いに力を入れてやってもらいたい。そのことを要望したいわけですね。

○國務大臣(櫻内義雄君) 堀出委員のお話は、私の出身県の関係のことでございます。きょうの御質問を実はたいへんありがたく承っております。でございます。

國務大臣の一人として、海上保安庁の日本海側の現状、境港を中心としての現在の巡視艇の非常に能力の落ちておる点などの御指摘は、私もそのとおりに感じます。今後の日本海における航行船舶も相当ふえることと思ひますので、日本海側に対する海上保安庁の配艦と申しますか、配船と申しますか、あるいは飛行機等を十分配備していただくように私もつとめてまいりたいと思ひます。

また、漁民の海難に対しての御注意をいただいたわけでございますが、日本海側の状況あるいはまた山陰沖には隠岐の島を控えております状況から、漁民がもっと安心して操業に従事できるように、水産庁としても、できるだけの措置を講じていくことは当然だとかように存じます。

○堀出啓典君 まあ先般も一月十日に水島、あるいは一月十六日に瀬戸内海の玉野等においても、タンカーの事故がありまして、大量の油が海に流され、そのために、非常にノリ等に対して何億の被害が出たわけでございますが、現在、海へ油が投棄された場合の対策というのは全くお手上げの状態でございます。この日本海沿岸の境海上保安部にもオイルフェンスが五百メートルしかない。処理剤もいいのがない。結局は、むしろ吸わしたり、手じやくで汲み取ったり、そういうようなことで、この科学の時代に、まことに原始的なやり方で、はなはだこれはよろしくないと思うのです。そういう点で、これについては、いまま海上保安庁のほうから、オイルフェンスあるいは処理剤

の問題についても、四カ年計画で整備をしていくというお話でございますが、やはり油を処理する近代的なそういうものも現在の科学ですれば、本気になってやれば、当然できる問題ではないかと思ひます。それ、そんな油を処理する方法、サンドポンプみたい、機械でばっばつと吸い上げるとか、そういうような方法もやはり含めて、今後そういう問題については研究をしていただきたい。このことを要望しておきます。

それから先般、海上保安庁の昨年十二月二十六日の発表によりますと、年々油の廃棄の件数が増大をして、昭和四十七年では、四十六年の一・七倍も汚染の件数がふえている。しかもその八六％は油である。また、二月十二日から五日間一斉調査をやったところでございますが、多くの違反が摘発をされて、瀬戸内海の第六管区では六隻に一隻が違反をしておる。そういう状態で、私は、船のモラルというのは全く地に落ちていっているんじゃないかと思ひます。こういうことでは、国民にとっても、非常によろしくないことでは、国民にとっても、非常に大きな被害を及ぼすと思ひます。これも非常に大きな問題じゃないかと思ひます。これも非常に大きな問題で運輸省等はどういう指導をしているのかですね。非常に私はなまぬるいと思ひます。その点どうですか。

○説明員(勝目久二郎君) お答えいたします。先生の御指摘まことにごもっともな点がございまして。先般の島根沖の油の漂着事故におきまして、先生先ほどおっしゃいましたように、漂着以前に他の船舶がそういう油が漂流しておるといことを認めているわけでございます。で、海洋汚染防止法におきましては、大量の油のそういう漂着があった場合には、直ちに関係部署に通報しろというところになっておるわけでございますが、そういう改正がありながら、実はそういうことが守られていないという実情があるわけでございます。そこで、私どももいたしましては、関係事業者、船舶等に対しまして指導等を従前にも増して強化してやらなきゃならぬというように考えておる

わけでございます。海上保安庁と連携をいたしまして、たとえば、海の週間あるいは海の月間というような記念行事の際に、あわせてやるとか、あるいはこの間のような、立ち入り検査を一行に行なうとかいうような、海洋汚染防止に関する趣旨の周知徹底をはかるということ、さらに一そう行なわなければならぬというように考えておるわけでございます。予定いたしましたのは、油濁防止管理者の養成とか、PR関係の事業をさらに充実をするというように通じて、その海洋汚染防止の趣旨を徹底させるよう努力していきたいというように考えております。

○堀出啓典君 私は、非常に罰金が安過ぎると思ひます。六カ月以下の懲役と。いまま海上保安庁からもらった資料では、二月十二日の松山海上保安部のS号油排出事件では三万円の罰金ですね。それからJ号油排出事件では五万円の罰金。やはりタンカーが、たとえばバラスト水に入っている油を、現在海洋汚染防止法ではちゃんと排油処理場で処理しなきゃいけない。ところが、そうなる、時間もかかるし、それには金がかかるわけですね。そういうことよりは、少々ばれても罰金払ったほうが安いわけですからね。そういうわけで——これは、罰金はもっと、罰金払えば非常に損するんだと、やっぱり法律を守ったほうがいいんだと、そういうふうでなければ、正直者がばかを見るんじゃないかと思ひます。この点で、海上保安庁としても海洋汚染防止法の罰則をもっと強化をしてやってもらいたい。どうですか。

○政府委員(紅村武君) ただいま罰金、あるいは罰金以外の罰則がちょっと軽過ぎるのではないかと御指摘がございまして、実はそういう御批判もあるわけでございますけれども、実はこういった罰則につきましては、法務省のほうとも御相談をいたしまして、ほかの案件との比較考量というふうな問題もございまして、実は海上保安庁だけではこの点はいかんともしがたいというのが実情でございます。ただいま先生おっしゃいま

したように、罰則をかけるのは何でございませうけれども、それ以上にやはりモラルの問題であるというふうに思います。ただいま安全公署課長が申し上げましたが、私もいたしまして、これは運輸省におきましても当然やるわけでございますけれども、海上保安庁といたしまして、できるだけそういう機会をつくりまして、そういうモラルを向上させるというふうに広報活動を強化してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○塩田啓典君 これは農林大臣に農林省水産庁に聞きたいのですが、結局今回の場合は原因がわからないわけですね。それは、調べているからわからないわけですね。いままでもわからない場合というのが非常に多いわけですよ。わからない場合は、結局漁民の人が、いままでも瀬戸内海等においても、ノリ等に大きな被害を受けても泣き寝入りをしなればいかぬ、こういう状態ですね。これはやはり私は非常によくないと思うのです。いま、私もこの新聞で見たのですが、昨年の十二月二十八日に、ロンドンにおきまして石油損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約、こういうのに日本が署名をした。こういう新聞記事を読みましたけれども、そういう油による漁業被害あるいはその他の被害の補償というのには、やっぱり世界的にも大きな問題になってきていると思うのです。現在の保険制度では、犯人がわかれば、それは保険加入しておれば出る。犯人がわからない場合はどうするか。やはり私は、たとえそういう場合には、全タンカーの共同責任として、タンカーがそれぞれ基金を積み立てておいて、そしてそこから払うと、そういうことになれば、やっぱり一つのタンカーが、隣のタンカーがたれ流しておると、いま海上保安庁はそういう通報制度もとおるようですけれども、なかなかよそのことなんか、自分に関係なければ通報なんかしないと思うのですよ。けれども、やっぱりタンカーの共同の責任ということになれば、そういうことからやはり海のモラルと

いうものは向上していくんじゃないか、また泣き寝入りの漁民も救うことができると思うのです。そういうわけで、この国際条約においては、これは船主じゃないに、石油会社など、油の受け取り者が基金を拠出すると、何かそういうふうになつておるようでございしますが、石油会社は、現在のドルの切り下げによりまして、非常にそういう点でばく大な利益、そして油の値上げをしてもうけているわけですから、そういうところからこういう基金を出せるということとは、現在十分可能な問題じゃないかと思うのです。そういうような、やはり原因不明の場合の被害の補償体制というものを検討すべきだ。これを何でもかんでも、もう国から出すとするのは、やっぱり国から出るのは国の税金ですから、国民感情としてもよろしくない点があると思うのです。こういう公害は原因者が負担すると、そういうPPPの原則からいっても、私はそういう新たな制度をつくるべきであると思うのでございします。その点検討する決意があるのかどうかです。

○政府委員(荒瀬肇君) 最近とみに、たゞいま御指摘のように、油によります漁場の被害が非常に頻発するというか、ふえてきておりました。私たちこれが対策に非常に苦慮している次第でございします。特に原因者がはっきりしている場合は、それぞれ原因者負担の原則に基づきまして、それぞれの被害漁民のほうから請求書が出され、また大方のタンカーあるいは船は、それぞれ船主保険というふうな形で保険にも加入されておりました。それで大体何千万円とか何億円とか、支払いがわりあいに行なわれまして、保険のほうから結局それが補てんされているという形になっておりました。これはわりあいにうまくいっているのではありませんが、問題は、原因者がわからない、夜陰に流されたとか、あるいは多くの船が、どの船が流れたかさっぱりわからぬというふうなときの処理に非常に従来困つておりました。それがさらに最近頻発してきておるということで、極力そういう犯人の追跡には保安庁のほうにもお願いいたし、

また、県当局等もいろいろ調べているようでございしますが、結局わからないときはわからないというふうになつておるわけでございます。その結果、被害が非常に大きな場合には、二十億円くらいをこえるような場合には、国といたしまして天災融資法に準じた発動ということで、一昨年でございしますか、新潟のような事故の場合は、国として処理いたしておりますが、非常に小さな事故、明らかに油の被害による事故であつても小さな金額の場合は、その当該県のほうで、いろいろ天災融資法に準じた措置等を講ぜられ、被害対策を講ぜられ、あるいは当該市町村で、その油の防除に要した経費等を持たれるというふうな形で、まあ現在推移しているわけでございますが、私たちもいたしましては、やはりこういうふうな頻発してきておりましたので、何らかの形でたゞいま御指摘がございましたように、油の公害のみならず、そのほかの水産につきましても公害等につきまして、何らかの形で別途いろいろ対策を講ずべきではないかというところで、先般、内部でもいろいろ検討はいたしておりますが、そういうものにつきまして、いま直ちにここで検討結果といひますか、結論を申し上げる段階ではございせんが、やはりその泣き寝入りといひますか、被害を受けた漁民に対する対策ということにつきましては、国としても別途姿勢を正して検討せざるを得ないで、なかなうかと、こういうふうな考えている次第でございします。

○塩田啓典君 今回の島根沖の場合、被害の金額、これはどうなりますか。

○政府委員(荒瀬肇君) 先般の島根県の被害に際しまして、直ちに私のほうから担当の参事官を現地へ派遣いたしまして、県並びに地元あるいは海上保安庁等といういろいろ調査したわけでございます。いまのところ、まあ概算でございしますが、おおむね被害金額といたしましては三億六、七千万円前後というふうな被害額が一応報告されておりますが、そのうち岩ノリにつきましては、まあ大体ああいふコールドタル状の油が付着いたしてしま

まいまして、これはまあおおむね全滅といひますか、もうどうにも対策は講ぜられないと、ただ養殖ワカメ等につきましては、しばらくの間、とらずに海の下へ沈めておきまして、やがて油のにおい等がなくなる時期を待ちまして、とれたら、あるいは利用できるんじゃないかと、とれたら、あつて、採取の中止、そのほかアワビ、サザエ等の、こういった貝類につきまして、たゞいま採取を停止いたしまして、その状況を見守っている次第でございまして、これらが、そのうちに食用にたえ得るようになれば、あるいは被害額ではなくて、多少の販売期間が延長になるという形で、まあ救出といひますか、助けられるんじゃないかと、かといふふうな考えている次第でございします。

と申しますのは、新潟で非常にああいふ大災害があつたときの先例で、これはたいへんなことになつたという考え方があつたんでございしますが、その直後にはその当該魚とか、こういう魚介類等も水揚げしますと、くさくて食用にたえない。これはあまり死滅が少なかった例もありまして、その直後には、油の質等の関係もございしますが、わりあいに早い機会に食用にたえ得るようになつたという経験、まああまりよくない経験でございしますが、そういう経験値もございしますので、担当官が現地に参上いたしまして、特に島根県の場合には、こういった事故は初めてだったといふことで、現地の漁民も、県も、非常に、まあショックといひますか、があつたようでございしますが、そういうことにつきまして、水産庁より話をいたしまして、しばらく採取を差し控えると、岩ノリだけはどうもしようがないけれども、あとの魚介類、あるいは養殖ワカメ等につきましては、しばらく様子を見た上でやるように、試験研究機関も動員いたしまして、そういう指導をいたしている次第でございします。

○塩田啓典君 これは補償については結局いまのところ方法ないわけですね。簡単にひとつ……。

○政府委員(荒瀬肇君) 補償につきましては、ただいま県がさしあたり一億円を漁民に低利融資を

するということで、信連に預託をするという方針で進んでいる次第でございます。

さらに漁場の復旧対策等につきましては、岩ノリ、サザエ、アワビ等の漁場の掃除費ということをやっておりますが、これは市町村が事業主体でございますが、県といたしまして約六百万円ほどの清掃費、それから岩礁、あらい、べとべとした油が付着いたしますと、来年岩ノリができなくなるということで、その岩礁の表面を爆破してやるといふ費用が約二千万円ぐらいでございますが、こういったものにつきまして県が相当な費用を持つということのほか、さらにくさい魚が売れなくなるという心配等もございまして、だいいは試食会をやつて食べられるということを大いに宣伝する、あるいは被害の調査等を調べておる、そういう調査費を県が担当する。

さらに問題は、この油を、先ほど御指摘になりましたが、岩間に集まった油を手ですくひまして、市町村が主体になりました集めたのはいいけれども、それをどうするかということが非常に問題になっておりました、あの辺の中国ブロックのあたりには、その油を焼却する設備がないということ、それをばらばら陸路運んだ上、さらに海上から運んで愛媛県へ輸送して——愛媛県にそういう焼却設備があるようございまして、その油を愛媛県へ輸送し、かつ焼却する。そういう費用については、これは私のほうといたしまして、たいへんな話でございますので、関係の、特に自治省でございまして、自治省とも相談申し上げたい。その費用がいまのところ、まだちょっと見当がついてない。トラックで運んだ上さらに海上輸送というふうなこともございまして、その辺の費用の計算が十分でないもので、まだ具体的にはなっておりませんが、そういう方針でいま進めている次第でございます。

○塩田啓典君 この問題につきましては、今回の問題を含め、また今後のやはり根本的な対策について検討していただくよう農林大臣にも要望して

おきます。

それから、時間がだいぶなくなりましたので、二、三大事な問題につきましてお聞きしますが、今回こういうことが起きて、やはり食糧の自給率を高めなければいかぬと、そういう意見でございますが、農林大臣は農産物供給の展望と生産目標というものを昨年発表されたわけでございますが、これを検討しなされるというふうなことが、これを検討しなされるというふうなことが、あるいはしないのか、あるいはこの目標は目標だけれども、実際の政策の上において自給率を高めるようにしていくのか、その点だけ簡単にひとつある方々によつてできた指標でございまして、目標は目標として尊重したいと思ひますが、今回のようないろいろな諸事情を勘案いたしました、政策の面では、あるいは急ぐようにいたしましたという考えを持っておるものもございまして、

○塩田啓典君 それではこれはまあ十年後を目標にいたしまして、今回問題になりました大豆の場合には現在四割の自給率を二割に下げ、あるいはそれ以上にもふやしていきたくというふうなお話でございまして、しかし、実際に現実の問題といたしましては、まあ反当りの収量も大体三俵とか、そしてまた政府の保証価格も四十七年度は五千八百円、そういうことで、農林省の目標が一割といたしても、はたしてそこまできくのかどうか、やっぱりそこにくくくためには、農民の人たちが張り切って大豆をつくっていくという、そういう意欲のあるところに、増産もあるし、技術も向上していくんじゃないかと思ひますね。そういう点で先ほど、高橋さんが言いましたように、たとえ基準価格というものを十月にきめるんではなしに、もっと金額を上げて、いまもその交付金が非常に余っているわけですから、もっとやはり基準を高くすることもあるかと思ひますね。そしてその値段も、作付の始まる前に、今年最低価格これだけ買いますよと、そういう線を示さなければいけないと思ひますね。その

点については、先ほどの質問に対する答弁が明確になかったように思ひますが、その最低保証価格を大幅に上げるのかどうか、そしてその値段を決定するのには、法律がどうかとかという話ですが、そんな法律は変えればいいのか、この点どうですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほどから同じような御意見が出ておるわけで、政治的な判断としては一応考えられるのでありますが、しかしまた収穫直前にバリエイ計算などで計算をし、そこに需給状況等も勘案してやっていくという、現在のやり方についても、それなりのやはり考慮が払われておると思ひます。そこで、この大豆の場合におきましては、価格対策ももちろん重要でございまして、生産構造対策、流通対策、いろいろと総合的な大豆に対する生産意欲を燃やしてもらう方法も別途あると思ひますね。だから、それらのことを考えながら、基準価格をどうするかということも判断をいたしたいと思ひます。

○塩田啓典君 確かに、そういう価格政策だけではなくて、やっぱり構造政策ですね。しかし、そういう面もある程度価格において明らかな見通しがないと、その構造改善をやっていくにしても、農民の皆さんの意欲が燃え上がってこないと思ひますね。そういう点でやはりこの面もあわせてひとつ、少なくとも昭和五十六年度は、一二%の目標を越えるようにやってみようと思ひます。

それで、生産量にいたしまして、東北地方の農業試験場のある研究では、十アール当たり六百キログラムから七百キログラム、十俵以上とれているような、そういう報告も私は聞いておるわけでありまして、非常にもうこの大豆というのは品種がたまたまありまして、そういうところによって非常によくできた、できなかった、この点から考えれば、かなりこういう研究を推進をして

いけば、特に北海道の大豆等は上質でございまして、米にかわる一つの基幹作物として非常に私は有望な点もあるんじゃないか。そういう点で特に構造改善、それから価格保障、基準価格の引き上げとともに、こういういわゆる技術といたしまして、品種改良あるいは栽培技術の問題、そういう点にもやはり農林省としてはもっとも本格的に取り組んでいただきたい、こういうことを要望しておきます。大体時間も参りましたので、以上を要望で終わりたいと思ひます。

それについて研究とか、技術面とか、そういう面にも力を入れていくのかどうか。それだけ回答をいただきたい。

○国務大臣(櫻内義雄君) 塩田委員のおっしゃいました品種改良などの技術面の問題、これも当然、農林省として考える必要のある面であると存じますので、そのような方向で考えていきたいと思ひます。

○塩田大蔵君 私は大豆問題について大臣に御質問したいと思ひます。

私のいいたきました時間は、二十分ということでございますが、大臣のあの御都合もあるようでありまして、なるべく集中的に大臣に御質問申し上げて、能率をあげていきたいと思ひます。

私の質問は三つございまして、大体三点にわたつて御質問申し上げたいのであります。

第一は、この大豆の異常な値上げの問題は、もう論じ尽くされたといつてもいいと思ひますが、結局その異常な値上げが、いわゆる大手商社の買い占めあるいは投機、こういうことで今日の状況が生まれてきたということは、もう繰り返して申し上げるまでもないと思ひます。これは、大臣自身も言っておられますし、あるいは田中総理も閣議でこの点を指摘されておるし、また二階堂官房長官も記者会見でそういう趣旨のことを言っておられる。ですから、これはもういまさら論ずる必要はないと思ひます。これは、しからばそういう買い占めあるいは投機が

ある。その結果、こういう異常な値上がりが出てくるというところに対する政府の施策というものは、あるいは対策というものは、今日新聞その他でもいろいろ論じられておりますけれども、報道されておりますけれども、これといふきめ手が無い。先ほども出ました、物統令の話も出たけれども、きのう出て、きょうまたそれが取り消される。まあこういうことで、実態調査というものが必ずしも進んでおらないと思うのですが、この実態調査をまず投機——買い占めあるいは投機の実態というものを押さえないければそれは当然この対策というものは出てこないと思うのです。そこで農林省として、大臣としては、この実態をどのように把握しようとしているのか、これに基づいてどういう対策をたてようとしておられるのか、この問題でございまして。この問題について、まず大臣のお考えをお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 大豆の大半は製油用で、製油工場にいく、これは御了承をいただけると思うのであります。

そこで食品加工用は、先ほどから担当局長のほうから御説明申し上げたように、米国の事情、中国の事情等によつて入荷が少なく、おくれたというふうな諸事情も、これもおわかりいただけておると思うのであります。海外から入ってくるものでございまして、その経路というものは、その把握するに困難ではないと思うのです。また、国内のものについては、大豆、なたねの交付金の制度がございまして、その交付金の対象になるものも流通経路はおよそつかめると思ふのでございまして。ですから、大豆の問題から考えていきますならば、特に強権的なことを考えなくても、今回の緊急措置でもおわかりのように、行政指導の面で相当効果をあげていけると、こういうふうに見ておる次第でございまして。

○塚田大願君 この原因の問題につきまして、大臣はいろいろ外国の事情であるとか、輸入の事情を言っておられますが、輸入は一応順調にいつてゐることは、これはもう農林省のこの統計によつて

ても明らかでございまして、食品流通局から出されてきた大豆に関する資料に、これは明らかに出ておる。特に、昨年の十一月—十二月は相当の量が入つておりまして、決して不足してゐたわけではないのです。これはもう数字ではつきり出ております。ところが、輸入は順調に入つてゐるけれども、買い占めが行なわれた、これがやはりそもそもの一番大きな問題でありまして、私どもの調査によりますと、たとえば昨年の輸入実績で、アメリカ大豆を扱つた日本の商社は大手で五社ござい

ます。三菱、伊藤忠、三井、丸紅、日商岩井でございますが、この五社で全体の六六%を扱つておるわけでありまして。それから消費、使うほうではどうなつてゐるかといふと、日清製油、豊年製油、こういふ大手の製油会社、六大製油会社が、国内需要の七六%を押さえておる。これはもう数字ではつきり出ておるものであります。でありますから、やはり問題はこういう大手商社、大手製油メーカー、こういうところの相当の在庫量がある。これはまあ今度農林省が五万トン緊急放出された、この事実によつても裏書きされるわけ

でございまして、これも今日いわば常識でございまして。そこで、零細な納豆、とうふ業者などがこの間に陳情に來ましたけれども、とにかく大手商社の在庫をひとつ調べてもらいたい、こういうことなんです。私も、農林省の食品流通局の方に來ていただいているいろいろ聞きました。まあ、いろいろ農林省としても調査をして、しかし、調査をしてゐるけれども、いわば事情聴取でありますから、権力で調査をするわけじゃないから、実態が必ずしもつかめるわけではない、まあ、こういうお話でございまして。これでは、問題は解決しないのではないかと。やはりもっと徹底的に実態を明らかにして、それに対する施策を行なう、これ以外に私はないと思ふ。その点では政府でもいろいろ輸入物資の追跡調査といふことを盛んに言つておられるんですが、追跡調査といふふうな、ただ、ことばだけではなくて、実際にそういう実態をまず政府がつかむといふことが、私はまず第一

の問題だろつと思ふのでございまして。

そこで、私はいろいろ大臣にお聞きしたいんだけれども、時間がございせんから、もう端的に私どもの考えておる方策について提案をいたしましければ、私も、私も、こういう大手のこの商社、こういふ買い占め、独占的なやり方については、やはり国会に権限を持った調査機関が設けられて、そしてこの手によつて調査をする、あるいはその価格についての対策を考えると、こういうことが私は、やはり抜本的に必要なんところへ來てゐるのではないかと、いふふうにお聞きわけございまして、この点について大臣はどういうふうにお考えでございましょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) お話しのうちに、もっと積極的な調査、そして買い占め、投機を防ぐと、こういうことを頭において考えまするときに、何らかの立法措置の必要は私も否定するものではございせん。そこで現在政府のほうにおきまして、また、農林省の内部におきまして、意見をいま取りまとめつつあるわけでございまして。ただ、国会における調査権限と、こういう問題については、これは農林大臣の私としていふことで特に意見を申し上げることは適當を欠くのではないかと、これは差し控えてさせていただきます。

○塚田大願君 盛んに、この重要な問題を五分十分で片づけろ、と言ふのですけれども、無理な注文ですが、できるだけ協力をいたします。

まあ、いま、そういう調査の問題については、一応前向きな御答弁がございました。もちろん、国会に対する調査権といふふうな問題は、この問題ではございせんが、とにかく私どもの考えておりますのは、強力なそういう調査権を、政府あるいは国会が持たなければならぬということとでございまして。

そこで、第二の問題に移りますが、先ほど大臣は、農林省は国民の食糧を確保することが非常に重要な責務であると、こう仰せられました。特にこの大豆の問題といふのは、先ほども出ました

けれども、いわば主食に準ずるような重要な品目でございまして、これら需給、あるいは価格の調整、あるいはこの配給、こういうものは非常に農林省としても私は重要な課題だろつと思ふんです。そこで、私はここでもひとつ提案を申し上げるわけですが、私も、こういう国民の食糧を確保する、あるいは国民経済の安定をはかるために食糧法というものがあつてございまして。だとすれば、いまこの大豆の問題が非常に重要な問題だとして論ぜられておるこの段階におきまして、この大豆を食糧法を適用してもしかるべきではないかといふふうには私は考えるのです。で、食糧法にないならば、たとえば非常に品物が不足した場合に、政府自身の責任で緊急輸入をするということも可能でございまして、あるいは調査、報告徴取、臨検検査といふふうなことがこの第十三条にも規定されておりました。いま申しましたような特別な立法をしなくとも、緊急な場合にこういう調査を行なうこともできるわけでございまして、私はこの食糧法を適用することはまず手つとり早い方法ではないかと。特に、この食糧法の第二条では、この適用は政令をもつて定めることができる、と書いてございまして、政令であつたならば、これは大臣の権限で決してできないことではないと、おまけに昭和二十二年以後、一定の期間この大豆について食糧管理を行つた実績もございまして、そういう意味で、私はそうむずかしい問題じゃないと思ふのでございまして、この食糧法を適用してはどうかといふ私の考えについて、大臣はどういうふうにお考えでございましょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいまこの場所でお意見を承つたので、にわかにお答えをしかねるのでございまして、食糧制度も、現状におきましては、主食の管理という考え方で、具体的には小麦類及び米粉等のその一次加工品を規制の対象としておるわけでございまして。そこで、現在そういう実情にあるところへ、お話しのような大豆を加えて国がこれを流通管理し、売買をするという

の原料代というものは大体五円前後である。で、

多少高いものを使ったところで七、八円。そこで、こればかりに八千円の、一俵当たり倍の値段の大豆を使ったところで、原料そのものによつて、じかに上がるところの値上がり分というものは五円から七、八円であるというふうに考えられるわけでございます。したがって、いま六千円の未選別大豆ということになりますと、これははいゆる搾油用の大豆でございますので、通常より歩どまりが二割から三割五歩程度落ちるというのが技術的な結果でございます。そういたしますと、その分を上積みをしたとして、かりに六千円の大豆が歩どまり換算で八千円程度に上がったといたしても、大体原料代で五円から七円程度上がるということである。そういたしますと、東京を中心いたします当時のとうふの一丁の値段、これは実は三百グラムぐらいから四百五十グラムぐらいまで非常に差がございますので、一丁が幾らということ、単純にはとても比較はできませんけれども、通常巷間言われておつたところの一丁の値段の平均が大体三百五十グラム見当が、四十円見当で売られていたのが一番多いということからいたしますと、それが六十円、七十円の形に急激にはね返るということは、これは少なくとも少し値上がり過ぎるということとで、まあいざおとうふ屋さんのほうに對して、行政指導を直接いたしますと同時に、いまの原価計算からいたしまして、放出大豆による値上がり率を少なくとも六十円、七十円というふうはもう一ぺんもとに戻す、そういう意味で、少なくとも五十円以下のとうふに押え込む。こういうことを一つの行政目標にいたしまして、放出のほうの交渉をし、同時に、実需者側に対する行政指導をしたわけでございます。

○塚田大蔵君 いま価格を、市場の値段を勘案をしてきめられたと、こう言われましたが、しかし、なるほど市場価格は暴騰しておるわけでございますから、これはもう論外だと思つておられます。ただ、私がお聞きしたいのは、まあ製油メーカーが、実際に当時仕入れた価格というものは、

大体四千円から四千五百円、一俵当たり。こういうふう聞いております。したがって、これはまあ、トン当たりで言えば六万五千円から七万五千円ぐらいでございますか、大体、これをかりに管理費が相当かつたといつたとしても、このトン当たり一万円ずつ不当に利益をあげたとしても、五万トンでございますと五億円になるわけです。これはまあ膨大なことですね。やはり、こうやって見てみますと、五億円という金が、黙つていて、寝ている間に、ころば込んできた。こういうことになるわけ、私はそういう意味で、これはあまり適正ではなかつたのではないかと思つておるわけです。しかも、とうふ屋さんに對する行政指導としては、大体、農林省は一割ぐらい下げろ、まあこういうことで、この値段をきめられたそうですけれども、一割でございますから、いま六十円のところだったら、まあ五十五円にしかならない。やっぱり依然として、かつて四十円だったとうふが五十五円、こういうことになりまふと、消費者の側から見しても、これが正當な、妥當なものとは思えない。ですから、結局放出の価格というものが十万円前後というのでは、少し高過ぎるんではないかと私は考えるわけ、せめて、これが八万円ぐらになれば、これはまあ適正だとも考えられますけれども、九万円から十万円というのでは、私は、少しこの価格は適正でないというふうに判断して御質問しておるわけでございますが、その点についてもう一回ひとつ答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(池田正範君) 放出いたしました五万トンの大豆が、どの時点で幾らで買つたかということ、かりに特定できるといたしまして計算をいたしますと、ある部分では、あるいは塚田先生のおっしゃることが当たつてゐるということを否定はいたしません。しかし、御承知のように年間約三百万トンに及ぶ大量のものを商社が扱つておりまして、しかも、そのうちの二百五十万トンは搾油用の大豆でございます。しかも、搾油用の大豆を大体現在の商社の先物取引で計算いたします

という、ほぼ一割程度のものを残す大部分のものは、すでにアメリカで買ひ付けの段階で売り先をきめておる。そして残りのものも、ほとんど大部分は、船で運んでおる途中で大体売り先がきまると、したがって、商社が搾油用の大豆として、ランニングストックとして持つておりますのは、平均いたしますと一割、すなわち年間二百五十万トンといたしますと、一カ月分二十万トン、これだけのものは大体ランニングとして持つていなくてはいけぬ、こういうことになるわけでございます。したがって、入つてまいりましたものが、値段が少々いいからといって、それじゃこれは途中からUターンしてどつともうかりそうところへ急に売るといつても、その売る先はすでに実はきまつておりまして、それを油でしぼりますと、大体八割が、かす、二割が油でございますが、その八割のかすは全量をはじめとする農協同組合に三月ぐらい先の分まですでに売り渡す約束ができております。したがって、急に生産を落としてみたりという操作が、なかなか小回りがきかないのが、実はこの大豆の貿易の一つの特徴ということになつておるわけでございます。

そこで、いま私どもが放出を願ひましてやつてもらった五万トンというのは、実はその油をしぼるため買ひ置いた分の中から五万トンの手当てを要請したわけでございます。したがって、もしその五万トンというものが当然その使われるべきところが落ちるといたしますと、当然それは補足しなければなりません。その補てんをいたします部分はずっと先の部分で手当てをする、つまりシカゴの大豆相場が三ドル何がしで買えた時代ではなくて、すでに五ドルをこえた時代の相場をベースにいたしまして、搾油用の大豆を手当てしなすきやならない。つまり身代わりは非常に高いところで買わなければならないという理屈にもなるわけでございます。むしろ五万トン程度のものですから、はたして五万トンが先生御指摘のような形で完全に高いものと置き代わるかどうかというの

は、ロングタイムで見た場合には、きちつとは算術は合わないかもしれません。しかし、全体として考えますと、そういう長い品物の流れの中のショートカットでございますから、したがって、そのものの自体の値段がどうだということだけでは、なかなか必ずしも批判しにくいのではないかと感じましたのでございます。

○塚田大蔵君 もっと聞きたいのですが、盛んに時間を督促されますので、最後に一つだけ、じゃあお聞きいたします。これは価格の問題でございます。これは先ほどから繰り返し各委員から質問がございましたが、この北海道からの、農協中央会から出されたこの要求、一俵一万円以上という、まあ正確にいいますと一俵八千三百円ですか、これに生産奨励金をつけて一俵一万円ぐらいというふうなことが出ておりますが、やはりこの価格問題というのは、これはまあ生産者にすれば一番重要な問題でございます。この問題がやはりはつきりいたしませんと、やれ構造改善だ、流通対策だといったところで、それは第二、第三の問題でございます。まず、何と云つても、生産者が意欲を燃やすような政策が私は必要だと思ふんです。で、もう時間がございせんからいろいろデータを申し上げる必要はないと思ひますが、とにかく先ほど大臣も言われました大豆、なたね交付金暫定措置法、これが実際にはほとんど役に立ってない。だから、せつかくの予算も余つておる、これが実態でございますが、しかし私はどうして、この問題が、もっと基準価格なりを思い切つてやっばり上げていくことが、何と云つても最大の問題点ではないかと思ふので、この点につきまして、私は政務次官がおられますから、政務次官から最後に、一言この問題につきましても御意見を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木省吾君) 突然の御指名で、適切なお答えになるかどうかわかりませんが、私も、まあ価格問題も重要な問題であることは論をまた

ないわけですが、価格だけで解決するといふわけでもございません。生産条件なり、あるいは諸条件を整備しなければ、適切な生産をあげるという事はできないと思ひます。十分価格問題も含めて総合的に検討したい、かように考えます。

○委員長(龜井善彰) 本件に対する質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案
- 一、農水産業協同組合貯金保険法案
- 一、開拓融資保証法の廃止に関する法律案

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者」の下に「又は地方公共団体」を加え、「又は出資者」を「若しくは出資者」に、「団体」を「団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、」に改め、同条第三項第一号中「五千万円」を「二億五千万円」に、「一千万円」を「五千万円」(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)に、「二百万円」を「一千万円」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者」の下に

「又は地方公共団体」を加え、「又は出資者となつてゐる」を「若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している」に改める。

第二条第三項中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第二の第三号の二に掲げる資金(以下この項において「総合施設資金」という)又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号に規定する資金で総合施設資金に相当するものの貸付けを受けた者が同表の第三号の二の規定による農業経営の改善を図るのに必要なもの」を「農業者等の事業又は生活に必要なものうち農業経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの」に改める。

第九条の二第一項及び第六十四条第二号中「農業近代化資金」を「農業近代化資金等」に改める。

第七十二条第一号中「当該会員」の下に「(会員が農林中央金庫である場合には、その所属団体たる第二条第二項第二号に掲げる者を含む)」を加える。

第七十七条第五項中「同条第三項中」の下に「(会員」とあるのは「(会員(会員が農林中央金庫である場合には、その所属団体たる第二条第二項第二号に掲げる者を含む)」を加える。

第七十八条第一項中「借入金につき」を「借入金及び遅延利息以外の利息(借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係る利息に限る。政令で定めるものの(以下「借入金等」という)につき」に改め、同条第二項中「借入金につき」を「借入金等につき」に改め、同条第三項中「借入金」を「借入金等」に改める。

第八十条第一項中「借入金」を「借入金等」に改め、同条第二項中「借入金」を「借入金等」に、「利息」を「第七十八条第一項の政令で定める利息以外の利息」に改める。

第八十五条第一項を削り、同条第二項中「(会員たる農林中央金庫」の下に「(その所属団体たる第二条第二項第二号に掲げる者を含む。以下同じ)」を加え、「(一の貸付けに係る金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。)」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第八十七条中「又は第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十七条中「又は第二項」を削り、「第九十条中「又は第二項」を削り、「第七十八条」とあるのは、「第八十五条」を「第七十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「第八十五条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定及び第二条中農業信用保証保険法第二条第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六節 財務及び会計(第三十八条―第四十条)

第七節 監督(第四十五条―第四十六条)

第八節 補則(第四十七条―第四十八条)

第三章 貯金保険(第四十九条―第六十一条)

第四章 雑則(第六十二条―第六十三条)

第五章 罰則(第六十四条―第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金及び定期積金をいう。

第二章 農水産業協同組合貯金保険機構

第一節 総則

第三条 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という)は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。(資本金)

第六節 財務及び会計(第三十八条―第四十条)

第七節 監督(第四十五条―第四十六条)

第八節 補則(第四十七条―第四十八条)

第三章 貯金保険(第四十九条―第六十一条)

第四章 雑則(第六十二条―第六十三条)

第五章 罰則(第六十四条―第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金及び定期積金をいう。

第二章 農水産業協同組合貯金保険機構

第一節 総則

第三条 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という)は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。(資本金)

第五條 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び農林中央金庫その他の政府以外の者が出資する額の合計額とする。 2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。 3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、機構に出資することができる。 （名称） 第六條 機構は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いてはならない。 （登記） 第七條 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 （民法の準用） 第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。 第二節 設立 （発起人） 第九條 機構を設立するには、農業又は水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。 （定款の作成等） 第十條 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。 2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称	三 事務所の所在地 四 資本金及び出資に関する事項 五 運営委員会に関する事項 六 役員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 （設立の認可） 第十一條 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 （事務の引継ぎ） 第十二條 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。 2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 （設立の登記） 第十三條 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。 第三節 運営委員会 （設置） 第十四條 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （権限） 第十五條 次章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の作成及び変更 三 予算及び資金計画 四 決算	五 その他委員会が特に必要と認める事項 （組織） 第十六條 委員会は、委員七人以上並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。 2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。 3 委員長は、委員会の会務を総理する。 4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 （委員の任命） 第十七條 委員は、農業又は水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。 （委員の任期） 第十八條 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 （委員の解任） 第十九條 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。 一 破産の宣告を受けたとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 四 職務上の義務違反があるとき。 （委員の報酬） 第二十條 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。 （議決の方法） 第二十一條 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。	きない。 2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 主務大臣が指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。 （委員の秘密保持義務） 第二十二條 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。 （委員の公務員たる性質） 第二十三條 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第四節 役員等 （役員） 第二十四條 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。 （役員の職務及び権限） 第二十五條 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。 3 監事は、機構の業務を監査する。 （役員の任命） 第二十六條 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。 2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。 （役員の任期） 第二十七條 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。 2 役員は、再任されることができる。 （役員の欠格条項） 第二十八條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることのできない。
---	--	--	---

役員解任

第二十九条 主務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員解任の禁止)

第三十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 次章の規定による保険

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十五条 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 農水産業協同組合その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 第二十三條の規定は、第一項の規定による委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(借入金)

第四十二条 機構は、保険金の支払に必要があるとき、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫又は日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 農林中央金庫及び日本銀行は、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第十六條の、日本銀行にあつては日本銀行法(昭和十七年法律第六十七號)第二十七條の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 監督

(監督)

第四十五条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者

(以下「受託者」という。)に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 補則

(定款の変更)

第四十七条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解散)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三章 貯金保険

(保険関係)

第四十九条 農水産業協同組合が農水産業協同組合法第十條第一項第二号又は水産業協同組合法第十條第一項第二号若しくは第九十三條第一項第二号の事業を行なうときは、当該農水産業協同組合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻しにつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、貯金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止

(以下「第一種保険事故」という。)

二 農水産業協同組合の解散の議決に係る認可

(農業協同組合にあつては、農業協同組合法第六十四条第四項に規定する解散の事由に係る認可を含む。以下同じ。)、破産の宣告、解散の命令又は同条第五項若しくは水産業協同組合法第六十八条第四項(同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。に規定する解散の事由の発生(以下「第二種保険事故」という。))

(保険料の納付)

第五十条 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る農水産業協同組合の保険料を免除することができる。

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の三月三十一日における貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償うように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

2 機構は、第四十二条第一項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金をすみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

ならない。

(督促及び滞納処分)

第五十二条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合において、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(延滞金)

第五十三条 機構は、前条第一項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日から保険料完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあつた保険料の額を控除した額による。

(先取特権)

第五十四条 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

方税に次ぐものとする。

(保険金の支払)

第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故について、機構が第五十八条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をするを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した農水産業協同組合につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(以下「関連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内で行なわれなければならない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)

第五十六条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る貯金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該農水産業協同組合に対して債務を負つているとき。その債務の額
二 当該農水産業協同組合に対して第三者のた

めにその貯金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している貯金等の額
3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

(保険事故の通知)

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣(当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に通知しなければならない。

3 主務大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る農水産業協同組合につき、解散の議決に係る認可をし、又は解散の命令をしたとき。

二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段又は水産業協同組合法第六十八条第五項(同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

(支払の決定)

第五十八条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関して前条第一項の規定

による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。

（支払の公告等）

第五十九条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。以下同じ。）に関して第五十七条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができ

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

（債権の取得）

第六十条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、貯金者等が農水産業協同

組合に対して有する当該貯金等に係る債権（利息その他これに準ずるもので政令で定めるものを除く。）を取得する。

（政令への委任）

第六十一条 この法律に規定するもののほか、この章の規定による保険に関する必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（農水産業協同組合に対する命令）

第六十二条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすることができ

（主務大臣）

第六十三条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第五章 罰則

第六十四条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十八條第二項（第五十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同条の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十一條の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十九条 第五十七條第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の役員は、三万円以下の過料に処する。

第七十條 第六條第二項の規定に違反した者及び第六十二條の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している農水産業協同組合その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び

正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いている者については、第六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 農水産業協同組合は、第五十條第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一條第一項中「当該保険料を納付すべき日の属する年」とあるのは「機構の成立の日の属する年（その成立の日が一月一日から三月三十一日までの間であるときは、その年の前年）」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これに機構の成立の日の属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

（関係法律の一部改正）

第七條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「農業信用保険協会の項」の次に次のように加える。

農水産業協同組合	農水産業協同組合貯金
貯金保険機構	保険法（昭和四十八年法律第 号）

第八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「農業信用保険協会の項」の次に次のように加える。

農水産業協同組合 農水産業協同組合貯金
貯金保険機構 保険法（昭和四十八年
法律第 号）

第九條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「預金保険機構」の下に「農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。

第十條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十号の二及び第十二條第一項第六号の八中「預金保険機構」の下に「及農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。

第十一條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 農水産業協同組合貯金保険機構の指導監督を行なうこと。

開拓融資保証法の廃止に関する法律案
開拓融資保証法の廃止に関する法律

（開拓融資保証法の廃止）
第一條 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号、以下「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法の暫定的効力）
第二條 この法律の施行の際現に存する開拓融資保証協会（清算中のものを含む。）については、旧法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（地方承継契約の締結）
第三條 都道府県開拓融資保証協会（以下「地方保証協会」という。）及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、区域を同じくするときに限り、大蔵大臣及び農林大臣の承認を受けて、基金協会がこの法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に地方保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を契約（以下「地方承継契約」という。）を締結することが

できる。

2 地方承継契約を締結するには、あらかじめ、総会の議決を経たうえ、地方保証協会にあっては中央開拓融資保証協会（以下「中央保証協会」という。）の、基金協会にあっては農業信用保証協会（以下「保険協会」という。）の同意を得なければならない。ただし、第八條第四項の規定による公告があつた後に地方承継契約を締結する場合における中央保証協会又は保険協会の同意については、この限りでない。

3 前項の議決については、地方保証協会にあっては旧法第五十四條第二項の規定を、基金協会にあっては農業信用保証協会法（昭和三十六年法律第二百四号、以下「保証協会法」という。）第四十七條の規定を準用する。

（会員に対する地方承継契約の内容の通知等）
第四條 地方保証協会は、前条第二項の総会の会日の十日前までに、会員に対し、地方承継契約の内容を通知しなければならない。

2 会員は、前条第二項の総会に先だつて、地方保証協会に対し、書面をもつて地方承継契約の締結に反対の意思を通知することができる。

（債権者の異議）
第五條 地方保証協会及び基金協会は、第三條第二項の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 地方保証協会及び基金協会は、前項の期間内に、債権者に対して、地方承継契約の締結について異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、地方承継契約を承認したものとみなす。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議が述べたときは、地方保証協会又は基金協会は、弁済

し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

（地方保証協会の解散等）
第六條 第三條第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会は、地方承継契約で定めた権利及び義務を承継すべき日（以下「地方承継日」という。）に解散する。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により地方保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

3 第三條第一項の規定により地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会は、保証協会法第八條の規定にかかわらず、当該地方承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行なうことができる。

4 第三條第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四條第二項の規定による通知をしなかつたもの（当該地方承継契約に係る地方承継日に現に当該基金協会の会員である者を除く。）は、当該地方承継日に当該基金協会の会員となる。この場合においては、保証協会法第十四條第二項及び第十八條第二項の規定は、適用しない。

5 第三條第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四條第二項の規定による通知をしたものは、当該地方承継契約に係る地方承継日に当該地方保証協会から脱退する。

6 前項に規定する通知をした者は同項に規定する地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会に対し、旧法第二十七條（同条第三項を除く。）の規定の例により、その出資額の払戻しを請求することができる。

（保証債務の消滅及び保険関係の成立等）
第七條 第三條第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会につき中央保証協会が旧法第十一條第二項の規定により負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したもののにつき、当該地方承継日に、保証協会法第七十八條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる保険関係が成立する。

2 保険協会は、保証協会法第六十四條の規定にかかわらず、前項の規定により成立した保険関係に関する業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により保険協会と当該基金協会との間に保険関係が成立したときは、中央保証協会は、当該保険関係に係る保険金の支払の財源として、大蔵省令、農林省令で定めるところにより、旧法第五條第二項及び第三項の規定による出資金の額を基礎として算定される額に相当する金額を保険協会に交付しなければならない。

4 中央保証協会が前項の金額を保険協会に交付したときは、その時に、政府の中央保証協会に対する出資額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てらるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとす

る。

5 前項の規定により交付されたものとされる交付金についての保証協会法第六十六條第一項の規定の適用については、同項中「第六十四條第一号の保険の事業」とあるのは「第六十四條第一号の事業及び開拓融資保証法の廃止に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第七條第二項の業務」と、及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てらるべきものとして交付した交付金の額」とあるのは、「前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てらるべきものとして交付した交付金の額及び同法第七條第四項の規定により交付されたものとされる

地方承継契約を締結した地方保証協会につき中央保証協会が旧法第十一條第二項の規定により負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したもののにつき、当該地方承継日に、保証協会法第七十八條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる保険関係が成立する。

2 保険協会は、保証協会法第六十四條の規定にかかわらず、前項の規定により成立した保険関係に関する業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により保険協会と当該基金協会との間に保険関係が成立したときは、中央保証協会は、当該保険関係に係る保険金の支払の財源として、大蔵省令、農林省令で定めるところにより、旧法第五條第二項及び第三項の規定による出資金の額を基礎として算定される額に相当する金額を保険協会に交付しなければならない。

4 中央保証協会が前項の金額を保険協会に交付したときは、その時に、政府の中央保証協会に対する出資額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てらるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとす

る。

5 前項の規定により交付されたものとされる交付金についての保証協会法第六十六條第一項の規定の適用については、同項中「第六十四條第一号の保険の事業」とあるのは「第六十四條第一号の事業及び開拓融資保証法の廃止に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第七條第二項の業務」と、及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てらるべきものとして交付した交付金の額」とあるのは、「前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てらるべきものとして交付した交付金の額及び同法第七條第四項の規定により交付されたものとされる

地方承継契約を締結した地方保証協会につき中央保証協会が旧法第十一條第二項の規定により負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したもののにつき、当該地方承継日に、保証協会法第七十八條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる保険関係が成立する。

2 保険協会は、保証協会法第六十四條の規定にかかわらず、前項の規定により成立した保険関係に関する業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により保険協会と当該基金協会との間に保険関係が成立したときは、中央保証協会は、当該保険関係に係る保険金の支払の財源として、大蔵省令、農林省令で定めるところにより、旧法第五條第二項及び第三項の規定による出資金の額を基礎として算定される額に相当する金額を保険協会に交付しなければならない。

4 中央保証協会が前項の金額を保険協会に交付したときは、その時に、政府の中央保証協会に対する出資額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てらるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとす

る。

交付金の額」とする。
(中央承継契約の締結)

第八条 中央保証協会及び保険協会は、大蔵大臣及び農林大臣の承認を受けて、地方保証協会のすべてが中央保証協会から脱退した時(以下「中央承継時」という)に保険協会が中央保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約(以下「中央承継契約」という)を締結することができる。

2 中央承継契約を締結するには、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

3 前項の議決については、中央保証協会にあつては旧法第五十四条第二項の規定を、保険協会にあつては保証保険法第四十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「出資の合計額」とあるのは「議決権の合計数」と、「出資総額」とあるのは「議決権の総数」と読み替えるものとする。

4 中央保証協会及び保険協会は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 第四条及び第五条の規定は、中央承継契約の締結について準用する。この場合において、第四条中「地方保証協会」とあるのは「中央保証協会」と、「前条第二項」とあるのは「第八条第二項」と、「会員」とあるのは「国及び地方保証協会以外の出資者」と、第五条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第八条第五項において準用する第二項」と、同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは「第八条第五項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

(中央保証協会の解散等)

第九条 前条第一項の規定により保険協会と中央承継契約を締結した中央保証協会は、中央承継時に解散する。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により中央保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

3 前条第一項の規定により中央保証協会と中央承継契約を締結した保険協会は、保証保険法第六十四条の規定にかかわらず、中央承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行なうことができる。

4 第一項に規定する中央保証協会の出資者(地方保証協会及び前条第五項において準用する第四条第二項の規定による通知をした者を除く。以下この項において同じ)は、中央承継契約の定めるところにより保険協会が承継した権利及び義務に係る資産の価額が負債の価額をこえるときは、そのこえる金額に相当する金額(当該金額が中央承継時における中央保証協会の出資者の中央保証協会に対する出資金の額の合計額をこえるときは、当該合計額)に、中央承継時におけるその者の中央保証協会に対する出資金の額の中央承継時における中央保証協会の出資者の中央保証協会に対する出資金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を、中央承継時に、保険協会に対し、保険金の支払の財源に充てるべき交付金として交付したものとす。

5 前項の規定により交付したものとされる交付金についての保証保険法第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「第六十四条第一号の保険の事業」とあるのは「第六十四条第一号の保険の事業及び開拓融資保証法の廃止に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第九條第三項の業務」と、「及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額」とあるのは、「前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額及び同法第九條第四項の規定により交付したものとされる交付金の額」とする。

6 第六条第五項及び第六項の規定は、第一項に

規定する中央保証協会の国及び地方保証協会以外の出資者で前条第五項において準用する第四条第二項の規定による通知をしたものについて準用する。この場合において、第六条第五項中「当該地方承継契約に係る地方承継日」とあるのは「中央承継時」と、「当該地方保証協会」とあるのは「中央保証協会」と、同条第六項中「同項に規定する地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会」とあるのは「保険協会」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

(開拓融資保証協会の解散)

第十条 この法律の施行の日から起算して二年を経過した時に現に存する開拓融資保証協会は、旧法第五十四条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第六十三條第二項の規定による解散の命令によつて解散した開拓融資保証協会の解散及び清算の例による。

(政令への委任)

第十一条 第三条から第九条までに規定するもののほか、開拓融資保証協会の権利及び義務の基金協会又は保険協会による承継に関する事項その他この法律の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした開拓融資保証協会又は基金協会若しくは保険協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項(第八条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反して通知を怠つたとき。

二 第五条第一項(第八条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を作成せず、又はその書類に虚偽の記載をしたとき。

三 第五条第二項(第八条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反して公告若

しくは通知をすることを怠り、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

附則

四 第五条第五項(第八条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前(第二条に規定する開拓融資保証協会については、同条の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條 第一項中「開拓融資保証協会」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号を次のように改める。

レ 削除

(大蔵省設置法の一部改正)

第五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項第九号中「開拓融資保証協会」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第六條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第九條 第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一第二号、第七十二條の五第一項第四号及び第二百九十六條第一項第二号中「開拓融資保証協会」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第八條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とする。
(所得税法の一部改正)
第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表開拓融資保証協会の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表開拓融資保証協会の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表開拓融資保証協会の項を削る。
二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案)

法の一部改正)

第一條 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)
第二條 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案

一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案

一、日本てん菜振興会の解散に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二條第一項(漁船の定義)に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。」

第四條中「組合員の所有する」を「組合員が所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の事由があるときは、この区域としないことができる。

第七條第三項を次のように改める。

3 業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、もつぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三條第一項の政令で定めるもののみを保険の目的とする組合をいう。

第二十二條中「所有者」の下に「又は使用者(所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十三條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るものを)を加える。

第二十五條第一項中「同条第三項」の下に「及び第九十六條の二第三項」を加え、「第九十六條の二第二項」を「第九十六條の三第二項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、第九十六條の二第一項の規定により当該漁船につき組合員(第九十六條第二項(同条第三項及び第九十六條の二第三項において準用する場合を含む。))又は第九十六條の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。のときは、その者は、その時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

第二十七條第一項中「第二十五條」の下に「又は第二十五條の二」を加え、「の外」を「のほか」に改める。

有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の事由があるときは、この区域としないことができる。

第七條第三項を次のように改める。

3 業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、もつぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三條第一項の政令で定めるもののみを保険の目的とする組合をいう。

第二十二條中「所有者」の下に「又は使用者(所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十三條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るものを)を加える。

第二十五條第一項中「同条第三項」の下に「及び第九十六條の二第三項」を加え、「第九十六條の二第二項」を「第九十六條の三第二項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、第九十六條の二第一項の規定により当該漁船につき組合員(第九十六條第二項(同条第三項及び第九十六條の二第三項において準用する場合を含む。))又は第九十六條の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。のときは、その者は、その時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

第二十七條第一項中「第二十五條」の下に「又は第二十五條の二」を加え、「の外」を「のほか」に改める。

第四十六條第五項に次のただし書を加える。

ただし、定款の定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるとき

は、投票を省略することができる。

第四十六條第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の揭示場」を「ごとに定款で定める場所」に改め、同条第十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

第八十九條中第五項を第八項とし、同条第四項中「特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る」を「特約がある」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項「いずれか一方」及び「他の一方」の下に「の普通保険」を加え、同項の次に次の三項を加える。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつて漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

5 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

6 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九條の次に次の一條を加える。

(被保険者たる資格)
第八十九條の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るものを)を加える。

第九十六條の見出しを「(保険関係に関する権利義務の承継)」に改め、同条第二項中「承継した者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承

は、投票を省略することができる。

第四十六條第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の揭示場」を「ごとに定款で定める場所」に改め、同条第十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

第八十九條中第五項を第八項とし、同条第四項中「特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る」を「特約がある」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項「いずれか一方」及び「他の一方」の下に「の普通保険」を加え、同項の次に次の三項を加える。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつて漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

5 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

6 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九條の次に次の一條を加える。

(被保険者たる資格)
第八十九條の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るものを)を加える。

第九十六條の見出しを「(保険関係に関する権利義務の承継)」に改め、同条第二項中「承継した者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承

は、投票を省略することができる。

第四十六條第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の揭示場」を「ごとに定款で定める場所」に改め、同条第十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

第八十九條中第五項を第八項とし、同条第四項中「特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る」を「特約がある」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項「いずれか一方」及び「他の一方」の下に「の普通保険」を加え、同項の次に次の三項を加える。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつて漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

5 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

6 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九條の次に次の一條を加える。

(被保険者たる資格)
第八十九條の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るものを)を加える。

第九十六條の見出しを「(保険関係に関する権利義務の承継)」に改め、同条第二項中「承継した者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承

は、投票を省略することができる。

第四十六條第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の揭示場」を「ごとに定款で定める場所」に改め、同条第十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

継続した者を除く。」を加える。

第九十六條の二「所有者」の下に「又は使用者」を加え、同條を第九十六條の三とし、第九十六條の次に次の一條を加える。

第九十六條の二 保險の目的たる漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては當該漁船の使用を有する組合員が當該漁船の當該保險關係に關して有する權利義務（第三百三十九條第一項又は第三百三十九條の二第一項の規定による負担金に係る權利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が當該漁船の當該保險關係に關して有する權利義務（第三百三十九條第一項又は第三百三十九條の二第一項の規定による負担金に係る權利義務及び當該漁船の所有者たる組合員が被保險者として有する權利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、當該通知を受けた後直ちに當該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保險關係に關する權利義務を承継しようとする者は、省令で定める場合を除き、あらかじめ、當該保險關係に關する權利義務を有する者の承諾を得なければならない。

3 前條第二項の規定は第一項の規定により保險關係に關する權利義務を承継した者に、前條第二項及び前二項の規定は保險の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に、それぞれ準用する。

第九十七條の見出し中「損害防止軽減」を「通常行なうべき管理等」に改め、同條中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、「損害の防止」を「通常行なうべき管理その他損害の防止」に改め、「費用」の下に「通常行なうべき管理に要した費用を除く」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。

第九十九條の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同條中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、「てん補」を「てん補」に改め

る。第百條中「組合員」の下に「又は被保險者」を加える。

第百一條中「組合員」の下に「若しくは被保險者」を加える。

第百二條第五号中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、同号を同條第六号とし、同條第四号中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、同号を同條第五号とし、同條第三号中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、同号を同條第四号とし、同條第二号中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、「損害の防止」を通常行なうべき管理その他損害の防止に改め、同号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 定款の定めるところに従い保險料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保險料（満期保險については、保險料期間（組合が満期保險の保險關係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過すること、その一年の期間をいう。以下同じ。）この保險料）のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を滞りしたとき。

第百三條中「組合員」の下に「又は被保險者」を加え、「てん補」を「てん補」に、「責」を「責め」に改める。

第百五條第一項中「左の」を「次の」に、「組合員」を「被保險者」に改める。

第百十一條中「第六百四十六條まで」を第六百四十八條まで、第六百五十二條に改め、「及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月間」を削り、「第八百三十六條第二項」を「第八百三十六條第一項中「三ヶ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同條第二項」に改める。

第百十二條第七項中「付された場合」を「付され、若しくは當該漁船の使用により普通損害保險に付された場合」に改める。

第百十三條第一項中「指定漁船所有者」の下に「又は當該指定漁船の使用を有する」を加え、「の外」

を「のほか」に改め、同條第二項及び第三項中「所有する」を「所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第百十三條の十一第二項を次のように改める。

2 満期保險の保險料率のうち損害保險料中の純保險料に対応する部分の率については、組合が當該満期保險の保險關係に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている當該組合の普通損害保險の純保險料率に、危險区分に係るトン数区分（以下「トン数区分」という。）その他農林大臣が定める区分ごとに保險期間の期間に応じ組合が定款で定める割合を乗じて得た率とする。

第百十三條の十一第三項中「既経過の保險料期間の數」を「保險期間の期間」に改める。

第百十三條の十四第一項中「何時でも」の下に「（漁船の使用を有する組合員にあつては、當該漁船の所有者に対して當該組合員が満期保險の保險關係に關して有する權利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、當該所有者がその承継を拒んだときに限り）」を加える。

第百十三條の十五中「保險料の」を、「第百十三條の十一第四項の規定により保險料期間ごとに支払うべき保險料（定款の定めるところに従い、當該保險料の分割支払がされる場合にあつては、當該保險料のうちその第一回の支払に係るもの）」に改める。

第百十三條の十六第二項中「全損した場合又は」を「全損した場合、」に改め、委付した場合の下に「又は満期保險の保險の目的たる漁船が満期前の普通損害保險事故により委付された場合」を加える。

第百十四條中「その組合員」を「被保險者」に改める。

第百十六條第一項中「保險金額の百分の九十」を「保險金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改め、同條第二項中「保險金額と同額」を「保險金額に農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に、「保險金

額の百分の九十」を「保險金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改める。

第百十七條第二項中「最初の保險料期間に係るものは、組合の普通損害保險の再保險料率と同率とし、最初の保險料期間以外の保險料期間に係るものは、當該再保險料率」を「組合が當該満期保險の保險關係に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている當該組合の普通損害保險の再保險料率」に、「既経過の保險料期間の數」を「保險期間の期間」に改める。

第百三十一條第二項中「組合員」を「會員」に改める。

第百三十六條の見出し中「選舉」を「選舉等」に改め、同條第三項本文中「選舉する」を「選舉し、又は選任する」に改める。

第百三十七條の二第一項中「附則第五項」の下に「及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三項」を加える。

第百三十八條第五項中「第七十五條第四項」を「第五十條第四項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第百三十七條の二第一項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に成立している保險關係及び再保險關係については、なお従前の例による。

3 政府は、漁船保險事業の健全な発達を図るため、漁船保險中央会に対し、その行なう漁船損害補償法第百三十一條第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帶する事業を含む）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十八年度において、漁船再保險及漁業共済保險特別会計から、三十五億円を限り、交付金を交付する。

4 漁船再保險及漁業共済保險特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改

正する。

附則に次の一項を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定に依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

漁船積荷保険臨時措置法案
漁船積荷保険臨時措置法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業（第三条―第十三条）
- 第三章 漁船保険中央会の漁船積荷保険再保険事業（第十四条―第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条―第二十一条）
- 第五章 罰則（第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、漁船に積載した漁獲物等につき生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会が当該漁船積荷保険事業による保険責任についての再保険事業を行なうことができることとする等必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第一項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものをいう。

2 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除く。

以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する保険をいう。

第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業（漁船積荷保険事業）

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行なうほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険事業を行なうことができる。

2 漁船保険組合は、漁船積荷保険事業を行なうとするときは、農林省令で定めるところにより、漁船積荷保険事業計画で次に掲げる事項を内容とするもの（以下「事業計画」という。）及び漁船積荷保険約款（以下「保険約款」という。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 漁船積荷保険事業に係る漁船積荷の種類及び当該漁船積荷を積載する漁船の種類

二 漁船積荷保険事業の事業規模

3 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画及び保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならない。

4 第二項の認可は、全国を通ずる漁船積荷に係る損害の発生状況に照らし漁船保険組合が行なう漁船積荷保険事業が第一に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

5 第二項の認可を受けた漁船保険組合（以下「指定組合」という。）は、その事業計画に従つて漁船積荷保険事業を行なわなければならない。

（事業計画等の変更）

第四条 指定組合は、その事業計画又は保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

（認可の取消し）

第五条 農林大臣は、指定組合が漁船積荷保険事

業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は保険約款に違反したときは、第三条第二項の認可を取り消すことができる。

（被保険者の資格）

第六条 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

（保険契約の成立）

第七条 漁船積荷保険の保険契約は、当該保険契約を指定組合との間に締結することができる者から当該指定組合が保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）を受け取つた時に成立する。

（保険契約者の資格）

第八条 漁船積荷保険の保険契約を指定組合との間に締結することができる者は、当該指定組合の組合員（漁船損害補償法第九十六条第二項（同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。）又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）とする。

（保険期間）

第九条 漁船積荷保険の保険期間は、一年とする。ただし、指定組合は、農林省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

（純保険料率）

第十条 漁船積荷保険の純保険料率は、指定組合が漁船積荷保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して保険約款で定める割合とする。

（指定組合のてん補責任）

第十一条 指定組合は、保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故により生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林省令で定める。

（経理の区分）

第十二条 指定組合は、漁船損害補償法百五

の二の規定によるほか、漁船積荷保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

（漁船損害補償法及び商法の準用等）

第十三条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、保険約款について準用する。この場合において、同項中「第四十二条及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船積荷保険臨時措置法第四十一条及び同条第二項において準用する同法第三条第三項」と読み替へるものとする。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百零一条同条第五号及び第六号を除く）、第二百三条、第二百四号並びに第二百七条から第二百九条まで並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四条から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船積荷保険事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第五十一条第二項中「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第二百十三条の十一第一項の積立保険料のうち純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」とあるのは「まだ経過しない期間に対する保険料」と、第二百二条第一号中「法令に」とあるのは「当該漁船積荷を積載した漁船が法令に」と、第二百四号中「漁船」とあるのは「漁船積荷を積載した漁船」と、第二百七条第二項中「政府」とあるのは「漁船保険中央会」と読み替へるものとする。

3 指定組合が漁船積荷保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは「定款又は保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは「

（漁船損害補償法及び商法の準用等）
第十八条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、再保険約款について準用する。この場合において、同項中「第四十二条及及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船」

(印紙税の非課税)
第二十一条 この法律による漁船積荷保険及び漁船積荷保険再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

3 その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

漁港整備計画

一 計画方針

2 整備漁港
第一種漁港

二
計
画

1 前項の計画方針に基づき、昭和四十八年度以降五年間に四百二十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、保留施設、輸送施設および漁港施設用地等を整備する。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	
鐘波	窪田野安	九宮豊	伊吹	瀬中由	野野和安玉上大秋佐	横倉深美阿安柿	真下虫	大仁
崎津	津浦見芸	島窪田	吹戸林岐	島瀬久庄江関井穂賀	田橋江能田浦浦	島井明	崎浜	万
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設

宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	
大川	四亀松長小	佐本宮大大二合塩	樺薄生小神三奈星	戸湊唐	玄大岐中沖津福西
堂	浦川浦洲祝	津郷田尾江江串屋	島湾月賀浦楽摩鹿	里浜房	界島志島端崎吉津
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

鹿兒島	小江口	外郭施設	係留施設	水域施設
沖繩	蘭田	外郭施設	係留施設	水域施設
計	百五十三港	外郭施設	係留施設	水域施設

第三種漁港

北海道	釧路	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	江良島	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	熊石	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	青苗	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	久遠	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	壽都	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	古平	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	苫前	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	厚岸	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	落石	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	三石	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	追直	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	砂原	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	白尻	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	戸井	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
青森	鰺ヶ沢	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	大煙	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
岩手	山田	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	釜石	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	大船渡	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
宮城	女川	係留施設	輸送施設	漁港施設用地		
秋田	椿川(船川港)	係留施設	輸送施設	漁港施設用地		
福島	松川浦	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地

茨城	大津	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	久慈	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	波崎	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
千葉	大原	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	小湊	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	天川	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	鴨倉	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	船形	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
神奈川	小田原	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
新潟	能生	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	両津	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	水見	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	新湊	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
富山	立島	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
石川	橋立	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
福井	小浜	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
静岡	稲取	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	用宗	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	形原	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
愛知	豊浜	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	波切	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
三重	錦	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	舞鶴	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
京都	香住	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
兵庫	和歌山	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	串本	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	勝浦	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
鳥取	網代	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地

神奈川	靜岡	鳥取	島根	福岡	長崎	鹿児島	計
三崎	焼津	境	浜田	博多	長崎	枕崎	十二港
外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	保留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

千	東	新	石	福	静	愛	三	京	和	島	山	愛	福	長	大	宮	鹿
葉	京	湯	川	井	岡	知	重	都	山	根	口	媛	岡	崎	分	崎	島
片	三	栗	狼	四	妻	赤	和	中	阿	十	川	佐	小	伊	佐	宮	宇
貝	浦	島	煙	浦	良	羽	具	浜	尾	島	尻	岬	島	奈	賀	之	治
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

なお、本計画の実施に当たっては、今後の経済、財政事情および漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的に行なうものとする。

計	宣	池	久	仲	波	西	前	手
六十二港	名	部	里	照	之	之	龍	打
真	間	良	間	間	浜	浜	浜	浜
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設

第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	三	二五五	%	二五・五%
三	四	七	なた	あなた
六	一	七	なる	よる
元	四	四	わかられ	かわられ
〃	〃	〃	何かと	何とか

昭和四十八年三月六日印刷

昭和四十八年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X